

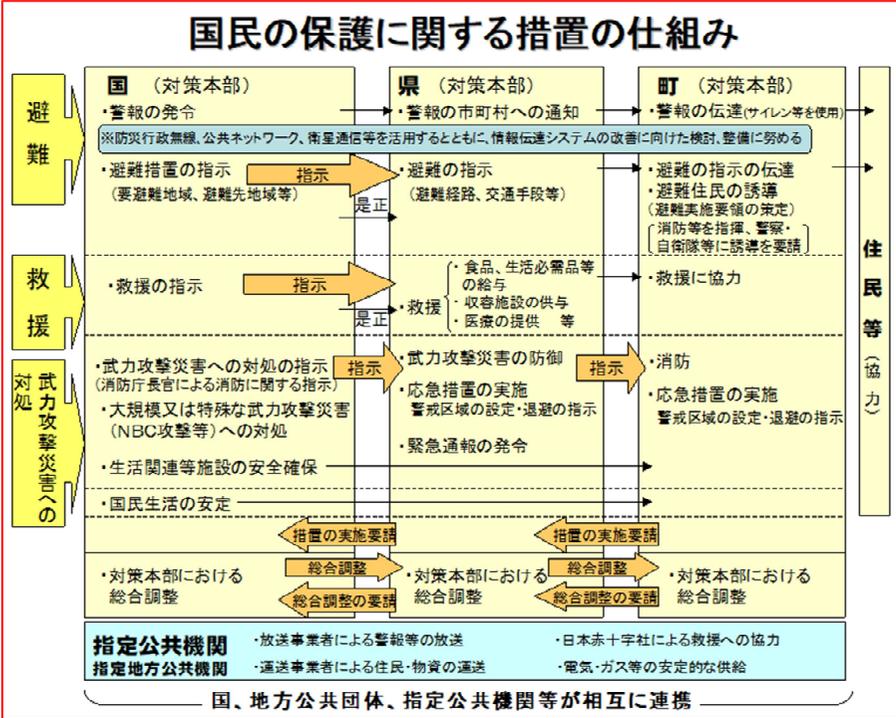
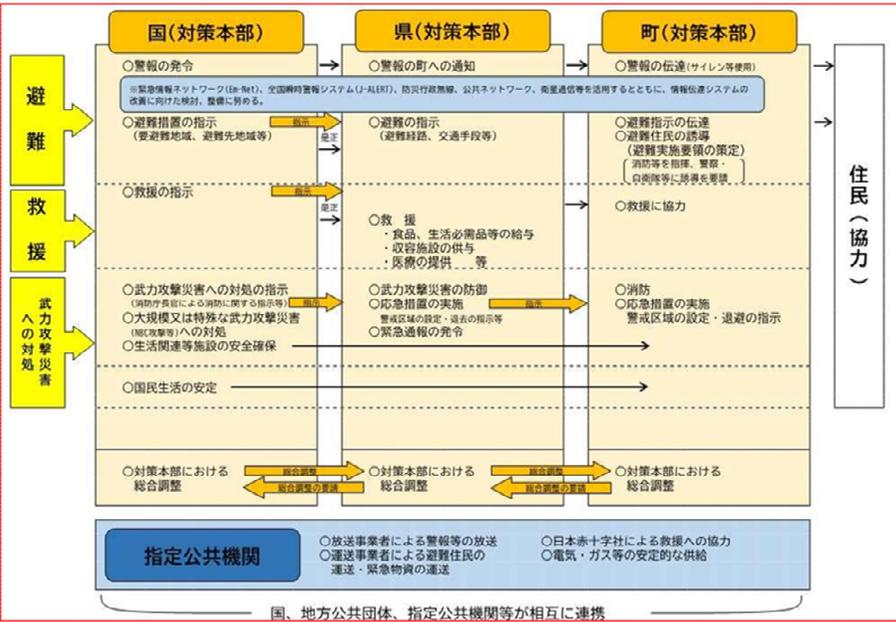
吉岡町国民保護計画

新旧対照表

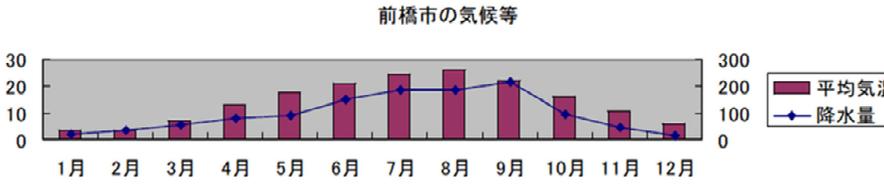
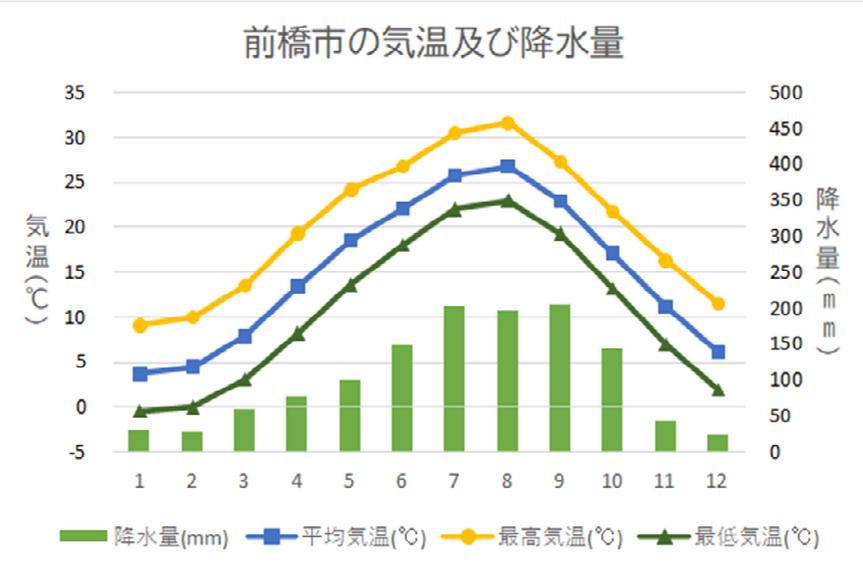
(令和8年2月修正)

※誤字脱字の修正、書式の変更等の内容の変更を伴わない軽微な変更は、新旧対照表への記載を省略しています。

頁	修正前	修正後
1	<p>第1編 総論</p> <p>第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>町は、住民等の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、<u>町の国民の保護に関する計画</u>の趣旨、構成等について定めます。</p>	<p>第1編 総論</p> <p>第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>町は、住民等の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、<u>国民保護計画</u>の趣旨、構成等について定めます。</p>
	<p>2 <u>町</u>国民保護計画の対象</p> <p><u>町</u>国民保護計画では、町内に居住する人（<u>外国人居住者を含む</u>）、旅行やビジネスで町内に滞在している人、町内を通過中の人など吉岡町内全ての人を対象とし、「住民等」という言葉で表現します。</p>	<p>2 <u>吉岡町</u>国民保護計画の対象</p> <p><u>吉岡町</u>国民保護計画では、町内に居住する人、旅行やビジネスなどで町内に滞在している人、町内を通過中の人など、吉岡町内の全ての人を対象とし、「住民等」という言葉で表現します。</p>
3	<p>第2章 国民保護措置に関する基本方針 (略)</p> <p>(5) 住民等の協力</p> <p>町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民等に対し、必要な援助について協力を要請します。この場合において、住民等は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めます。</p> <p>また、町は、<u>吉岡町消防団（以下「消防団」という。）</u>及び自主防災組織の充実・<u>活性化</u>、ボランティアへの支援に努めます。</p> <p>(6) 高齢者、障害者等への配慮</p> <p>町は、国民保護計画の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意します。</p> <p><u>また、町は、外国人居住者や旅行者に対しても、国民保護措置の実施について配慮します。</u></p>	<p>第2章 国民保護措置に関する基本方針 (略)</p> <p>(5) 住民等の協力</p> <p>町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民等に対し、必要な援助について協力を要請します。この場合において、住民等は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めます。</p> <p>また、町は、<u>避難住民等の誘導などに重要な役割を担う消防団</u>及び自主防災組織の充実・<u>活性化に向けた取組みを積極的に行うとともに</u>、ボランティアへの支援に努めます。</p> <p>(6) 高齢者、障害者等への配慮</p> <p>町は、国民保護計画の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意します。</p>

頁	修正前	修正後															
5	<p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 (略)</p> <p>※【国民保護措置の全体の仕組み】</p>  <p>国民の保護に関する措置の仕組み</p> <p>この図は、国（対策本部）、県（対策本部）、町（対策本部）の3段階での国民保護措置の仕組みを示しています。縦軸には「避難」「救援」「武力攻撃災害への対処」の3つのフェーズがあり、横軸には「国」「県」「町」の対応が示されています。また、住民等（協力）の役割も示されています。</p> <p>指定公共機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 放送事業者による警報等の放送 日本赤十字社による救援への協力 運送事業者による住民・物資の運送 電気・ガス等の安定的な供給 <p>国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携</p>	<p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 (略)</p> <p>※【国民保護措置の全体の仕組み】</p>  <p>国民の保護に関する措置の仕組み</p> <p>この図は、国（対策本部）、県（対策本部）、町（対策本部）の3段階での国民保護措置の仕組みを示しています。縦軸には「避難」「救援」「武力攻撃災害への対処」の3つのフェーズがあり、横軸には「国」「県」「町」の対応が示されています。また、住民（協力）の役割も示されています。</p> <p>指定公共機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 放送事業者による警報等の放送 日本赤十字社による救援への協力 運送事業者による避難住民の運送・緊急物資の運送 電気・ガス等の安定的な供給 <p>国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携</p>															
	<table border="1" data-bbox="264 1104 1131 1455"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>群馬県庁</td> <td>前橋市大手町1-1-1</td> <td>027-223-1111</td> </tr> <tr> <td>渋川市役所</td> <td>渋川市石原80</td> <td>0279-22-2111</td> </tr> <tr> <td>榛東村役場</td> <td>榛東村山子田1258-1</td> <td>0279-54-2211</td> </tr> <tr> <td>渋川広域消防本部</td> <td>渋川市1815-51</td> <td>0279-25-0119</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	住所	電話番号	群馬県庁	前橋市大手町1-1-1	027-223-1111	渋川市役所	渋川市石原80	0279-22-2111	榛東村役場	榛東村山子田1258-1	0279-54-2211	渋川広域消防本部	渋川市1815-51	0279-25-0119	<p>(削除)</p>
関係機関	住所	電話番号															
群馬県庁	前橋市大手町1-1-1	027-223-1111															
渋川市役所	渋川市石原80	0279-22-2111															
榛東村役場	榛東村山子田1258-1	0279-54-2211															
渋川広域消防本部	渋川市1815-51	0279-25-0119															

頁	修正前	修正後									
	<table border="1" data-bbox="241 188 1106 411"> <tr> <td>渋川広域消防本部南分署</td> <td>吉岡町上野田1201-3</td> <td>0279-54-2064</td> </tr> <tr> <td>群馬県渋川警察署</td> <td>渋川市金井400</td> <td>0279-23-0110</td> </tr> <tr> <td>群馬県渋川警察署吉岡交番</td> <td>吉岡町南下1390-1</td> <td>0279-54-2301</td> </tr> </table> <p>(追加)</p>	渋川広域消防本部南分署	吉岡町上野田1201-3	0279-54-2064	群馬県渋川警察署	渋川市金井400	0279-23-0110	群馬県渋川警察署吉岡交番	吉岡町南下1390-1	0279-54-2301	<p>指定公共機関：独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的期間及び電気、ガス、運送、通信、その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定</p> <p>指定地方公共機関：県の区域で電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定</p>
渋川広域消防本部南分署	吉岡町上野田1201-3	0279-54-2064									
群馬県渋川警察署	渋川市金井400	0279-23-0110									
群馬県渋川警察署吉岡交番	吉岡町南下1390-1	0279-54-2301									
6	<p>○町の事務</p> <table border="1" data-bbox="219 799 1128 1453"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉岡町</td> <td> 1 町国民保護計画の作成 2 吉岡町国民保護協議会の設置、運営 3 町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民等の誘導、関係機関との調整その他の住民等の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	吉岡町	1 町国民保護計画の作成 2 吉岡町国民保護協議会の設置、運営 3 町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民等の誘導、関係機関との調整その他の住民等の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施	<p>○町の事務</p> <table border="1" data-bbox="1187 799 2096 1453"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉岡町</td> <td> 1 吉岡町国民保護計画の作成 2 吉岡町国民保護協議会の設置、運営 3 町国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民等の誘導、関係機関との調整その他の住民等の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃・テロ災害への対処に関する措置の実施 </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	吉岡町	1 吉岡町国民保護計画の作成 2 吉岡町国民保護協議会の設置、運営 3 町国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民等の誘導、関係機関との調整その他の住民等の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃・テロ災害への対処に関する措置の実施	
機関の名称	事務又は業務の大綱										
吉岡町	1 町国民保護計画の作成 2 吉岡町国民保護協議会の設置、運営 3 町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民等の誘導、関係機関との調整その他の住民等の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施										
機関の名称	事務又は業務の大綱										
吉岡町	1 吉岡町国民保護計画の作成 2 吉岡町国民保護協議会の設置、運営 3 町国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民等の誘導、関係機関との調整その他の住民等の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃・テロ災害への対処に関する措置の実施										

頁	修正前	修正後																																																																																																								
	<p>8 水の安定的な供給その他の住民等の生活の安定に関する措置の実施</p> <p>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>	<p>8 水の安定的な供給その他の住民等の生活の安定に関する措置の実施</p> <p>9 武力攻撃・テロ災害の復旧に関する措置の実施</p>																																																																																																								
7	<p>第4章 町の地理的、社会的特徴 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>前橋市の気候等 (参考)</u></p> <div data-bbox="208 518 1131 726" style="border: 1px solid red; padding: 5px;">  <p>前橋市の気候等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均気温</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>19</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>降水量</td> <td>50</td> <td>60</td> <td>80</td> <td>110</td> <td>140</td> <td>170</td> <td>190</td> <td>200</td> <td>180</td> <td>130</td> <td>80</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: center;"><u>※前橋市の気候と大きな違いがないため、参考データとして記載。</u></p> <p>(3) 人口分布</p> <p>本町の人口は、約 1.8 万人で全県人口の約1%であります。関越自動車道の E.T.C.の駒寄インター が設置され、また、前橋・高崎・渋川市の隣でアクセスもよく、ベッドタウン化に伴い人口増加の一途を辿っています。</p>	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均気温	5	6	8	11	15	19	21	22	20	15	10	6	降水量	50	60	80	110	140	170	190	200	180	130	80	50	<p>第4章 町の地理的、社会的特徴 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <div data-bbox="1187 518 2094 1109" style="border: 1px solid red; padding: 5px;">  <p>前橋市の気温及び降水量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高気温</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>30</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>28</td> <td>22</td> <td>17</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>平均気温</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>13</td> <td>18</td> <td>23</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>22</td> <td>17</td> <td>12</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>最低気温</td> <td>-1</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>13</td> <td>18</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>19</td> <td>14</td> <td>9</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>降水量</td> <td>100</td> <td>110</td> <td>130</td> <td>150</td> <td>170</td> <td>190</td> <td>210</td> <td>210</td> <td>180</td> <td>130</td> <td>80</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: center;"><u>※気象庁「前橋(群馬県)平均値(年・月ごとの値)主要要素」より抜粋</u></p> <p>(3) 人口分布</p> <p>本町の人口は、約 2.2 万人で全県人口の約1%であります。関越自動車道の 駒寄スマートインター が設置され、また、前橋市・高崎市・渋川市の隣でアクセスもよく、ベッドタウン化に伴い人口増加の一途を辿っています。</p>	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	最高気温	10	11	15	20	25	30	32	32	28	22	17	12	平均気温	4	5	8	13	18	23	25	26	22	17	12	7	最低気温	-1	0	3	8	13	18	22	23	19	14	9	4	降水量	100	110	130	150	170	190	210	210	180	130	80	50
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																																														
平均気温	5	6	8	11	15	19	21	22	20	15	10	6																																																																																														
降水量	50	60	80	110	140	170	190	200	180	130	80	50																																																																																														
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																																														
最高気温	10	11	15	20	25	30	32	32	28	22	17	12																																																																																														
平均気温	4	5	8	13	18	23	25	26	22	17	12	7																																																																																														
最低気温	-1	0	3	8	13	18	22	23	19	14	9	4																																																																																														
降水量	100	110	130	150	170	190	210	210	180	130	80	50																																																																																														

頁	修正前	修正後
8	<p><u>(下記のとおり)</u></p> <p><u>1955年 10,011人</u></p> <p><u>1991年 13,503人</u></p> <p><u>2000年 16,111人</u></p> <p><u>2005年 17,916人</u></p> <p><u>2007年 18,590人</u></p> <p>(4) <u>道路の位置等</u></p> <p>道路は、中央の南北に主要地方道高崎渋川線、東西に主要地方道前橋伊香保線、北西に主要地方道高崎安中渋川線、東部から北部にかけて上武国道前橋渋川バイパスの<u>工事がなされております。また高速道路は、中央東の南北に</u>関越自動車道など、交通網が整備されています。</p> <p>橋梁については、現在利根川に本町と前橋を結ぶ上毛大橋のほか上武国道前橋渋川バイパスに、<u>もう1基架かる工事がなされております。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>(4) <u>交通</u></p> <p>道路は、中央の南北に主要地方道高崎渋川線、東西に主要地方道前橋伊香保線、北西に主要地方道高崎安中渋川線、東部から北部にかけて上武国道前橋渋川バイパス、中央東の南北に<u>関越自動車道など、</u>交通網が整備されています。</p> <p>橋梁については、現在利根川に本町と前橋を結ぶ上毛大橋のほか上武国道前橋渋川バイパスに<u>新坂東橋があります。</u></p> <p><u>公共交通機関については、JR東日本の上越線や一般乗合バスが運行していますが、町内に駅が無いことや、路線が限られていることから、町民の主な移動手段は、自家用車となっています。そのため、緊急時に自家用車を規制した場合、輸送能力の低下が懸念されます。</u></p> <p>(5) <u>施設</u></p> <p><u>町内には、米軍基地や自衛隊関連施設は存在しませんが、隣接している榛東村に陸上自衛隊の施設が設置されています。</u></p>

頁	修正前	修正後
9	<p data-bbox="188 165 698 193">第5章 町国民保護計画が対象とする事態</p> <div data-bbox="226 220 1064 379" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="241 236 1048 316">町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とします。</p> </div> <p data-bbox="219 405 430 432">1 武力攻撃事態</p> <p data-bbox="219 456 1122 531"><u>町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とします。</u></p> <p data-bbox="219 552 1122 627"><u>なお、県国民保護計画においては、以下に掲げる4種類の順で、発生の可能性が高いと想定しています。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="241 647 645 675">① <u>ゲリラや特殊部隊による攻撃</u> <li data-bbox="241 695 510 722">② <u>弾道ミサイル攻撃</u> <li data-bbox="241 743 430 770">③ <u>着上陸侵攻</u> <li data-bbox="241 791 407 818">④ <u>航空攻撃</u> <p data-bbox="203 839 1111 967">※ <u>これらの4種類の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針にも記述しています。</u></p> <p data-bbox="203 987 293 1015"><u>(追加)</u></p>	<p data-bbox="1151 165 1715 193">第5章 吉岡町国民保護計画が対象とする事態</p> <div data-bbox="1189 220 2027 379" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1205 236 2011 363">吉岡町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において県内で発生する可能性が比較的高いとされている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とします。</p> </div> <p data-bbox="1151 405 1366 432">1 武力攻撃事態</p> <p data-bbox="1178 456 1261 483"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="1189 987 1608 1015"><u>(1) ゲリラや特殊部隊による攻撃</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1205 1035 1317 1062">① <u>特徴</u> <p data-bbox="1227 1083 2089 1211"><u>首都東京に近接する群馬県の県庁所在地に隣接する本町では、首都圏の警備を攪乱させるため、ゲリラや特殊部隊による攻撃が考えられます。</u></p> <p data-bbox="1227 1232 2089 1450"><u>警察、自衛隊などによる監視活動などにより、その兆候の早期発見に努めることとなりますが、ゲリラや特殊部隊もあらゆる手段を使用してその行動を秘匿することが考えられます。このため、事前にその活動を予測あるいは察知することができず、突発的に被害が発生することが考えられます。</u></p>

頁	修正前	修正後
		<p><u>具体的には、町の行政庁舎、大規模なイベント会場、大型商業施設の爆破やBCR兵器による攻撃、核燃料を輸送中の車両の奪取、放射性同位元素等使用施設や学校、病院などの占拠、浄水場への毒物混入などが考えられます。</u></p> <p><u>少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器や運搬できる爆薬の量も限定され、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的です。攻撃目標となる施設や設備の種類によっては、火災の延焼、有害物質の流出など二次被害の発生が想定されるとともに、気付かれずにBCR兵器が使用された場合や毒物が混入された場合、さらに占拠された建物が破壊された場合など、被害が拡大することも想定されます。</u></p> <p><u>② 留意点</u></p> <p><u>ゲリラや特殊部隊の危害が住民等に及ぶおそれがある地域においては、県、県警察、自衛隊と連携し、武力攻撃の状況に応じて、攻撃当初は住民等を屋内に一時避難させるとともに、その後、関係機関が安全を確認しつつ避難地に移動させるなど適切な対応を行うことが必要です。</u></p> <p><u>火災の延焼や有害物質の流出など、その事態の状況により、退避の指示又は警戒区域の設定などの状況に応じた措置を行うことが必要です。</u></p> <p><u>(2) 弾道ミサイル攻撃</u></p> <p><u>① 特徴</u></p> <p><u>発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難です。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭、NBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて被害の程度及び対応が大きく異なります。</u></p> <p><u>町内の施設や特定の地域が、直接標的となり、町内に着弾する可能性もあります。</u></p>

頁	修正前	修正後
10		<p><u>通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は限定され家屋や施設などの破壊、火災の発生などが考えられます。</u></p> <p><u>核弾頭の場合には、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって、物質の燃焼、家屋や施設などの破壊や火災、放射性汚染の被害が発生すると考えられます。仮に核弾頭が町内に着弾しなかった場合でも、すると考えられます。仮に核弾頭が町内に着弾しなかった場合でも、気象条件によっては、放射能が町内にまで拡散する可能性もあります。</u></p> <p><u>化学兵器弾頭の場合には、地形や気象条件の影響を受けて、風下方向に拡散して人的な被害が発生すると考えられます。</u></p> <p><u>② 留意点</u></p> <p><u>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、速やかな情報伝達体制と適切な対応によって被害を最小限にとどめることが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となります。</u></p> <p><u>着弾前は、できるだけ、近くのコンクリート造りなどの頑丈な建築物の地下などに住民等を退避させることが必要です。</u></p> <p><u>着弾後は、被害状況を速やかに把握した上で、弾頭の種類に応じた避難の指示を行うことが必要です。</u></p> <p><u>(3) 着上陸侵攻</u></p> <p><u>① 特徴</u></p> <p><u>海を持たない本町において、直接的に着上陸侵攻が行われる可能性は、低いと考えられます。しかしながら、日本海側に着上陸侵攻が行われた場合、首都圏を目指す地上侵攻部隊が町内を通過することが考えられ、戦闘が予想される地域の住民等を避難させることが必要になります。</u></p> <p><u>着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が</u></p>

頁	修正前	修正後
11		<p><u>実施される可能性が高く、爆弾、砲弾などによる家屋、施設や設備の破壊や火災の発生などが考えられ、有害物質などを取り扱う施設が破壊された場合には、二次災害の発生も予想されます。</u></p> <p>② 留意点</p> <p><u>事前の準備が可能であり、侵攻が予想される地域から先行して避難させます。しかしながら、広範囲にわたる武力攻撃災害も想定されることから、避難の区域も広域に及ぶことが想定されるとともに、武力攻撃で荒廃した地域の復旧が重要な課題となります。</u></p> <p>(4) 航空攻撃</p> <p>① 特徴</p> <p><u>町内の施設や特定地域が、地上侵攻部隊の侵攻に先立って航空攻撃が行われることも考えられます。</u></p> <p><u>弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、航空攻撃は作戦の目的が達成されるまで繰り返し行われることも考えられます。</u></p> <p>② 留意点</p> <p><u>攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の場所を限定せずに屋内への避難等の措置を広範囲に指示する必要があります。</u></p> <p><u>また、侵攻が予測される地域に、生活関連等施設が存在する場合、その施設の安全確保、武力攻撃災害の発生や拡大の防止などの措置を実施する必要があります。</u></p>

頁	修正前	修正後
11	<p data-bbox="219 165 434 197">2 緊急対処事態</p> <p data-bbox="241 213 1124 293"><u>町国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とします。</u></p> <p data-bbox="232 309 618 341">(1) 攻撃対象施設等による分類</p> <p data-bbox="232 357 313 389"><u>(追加)</u></p> <p data-bbox="241 788 779 820">① 多数の人が集合する施設等に対する攻撃</p> <p data-bbox="277 836 1124 916"><u>行政庁舎の爆破、大規模集客等施設の爆破、学校・病院・行政機関の占拠</u></p> <p data-bbox="197 1315 501 1347">(2) 攻撃手段による分類</p> <p data-bbox="206 1362 873 1394">① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃</p> <p data-bbox="241 1410 1124 1442"><u>行政庁舎・大規模集客等施設に対するBCR兵器による攻撃、浄水場への</u></p>	<p data-bbox="1182 165 1397 197">2 緊急対処事態</p> <p data-bbox="1227 213 1317 245"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="1196 309 1581 341">(1) 攻撃対象施設等による分類</p> <p data-bbox="1205 357 1877 389">① <u>危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃</u></p> <p data-bbox="1227 405 1370 437"><u>ア 事態例</u></p> <p data-bbox="1240 453 1715 485"><u>(ア) 放射性同位元素等使用施設の占拠</u></p> <p data-bbox="1240 501 1662 533"><u>(イ) 核燃料を輸送中の車両の奪取</u></p> <p data-bbox="1227 549 1370 580"><u>イ 留意点</u></p> <p data-bbox="1240 596 2065 676"><u>(ア) 施設や車両が爆破された場合には、核関連物質などの拡散により、周囲の住民等や建物にも被害が及ぶ場合があります。</u></p> <p data-bbox="1240 692 2087 772"><u>(イ) 爆発及び火災で周囲の住民等や建物にも被害が及ぶとともに、ライフラインが被災すれば社会経済活動にも支障が生じます。</u></p> <p data-bbox="1205 788 1742 820">② 多数の人が集合する施設等に対する攻撃</p> <p data-bbox="1214 836 1357 868"><u>ア 事態例</u></p> <p data-bbox="1214 884 1527 916"><u>(ア) 町の行政庁舎の爆破</u></p> <p data-bbox="1214 932 1796 963"><u>(イ) 大規模イベント会場、大型商業施設の爆破</u></p> <p data-bbox="1214 979 1639 1011"><u>(ウ) 学校、病院、行政機関の占拠</u></p> <p data-bbox="1214 1027 1357 1059"><u>イ 留意点</u></p> <p data-bbox="1214 1075 2087 1155"><u>(ア) 爆破に伴い死傷者が発生するとともに、施設が崩壊した場合には、人的被害が拡大するおそれもあります。</u></p> <p data-bbox="1214 1171 2087 1251"><u>(イ) 人質の生命や心身の健康状態に大きな影響又は被害が発生するおそれがあります。</u></p> <p data-bbox="1151 1315 1464 1347">(2) 攻撃手段による分類</p> <p data-bbox="1160 1362 1836 1394">① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃</p> <p data-bbox="1182 1410 1326 1442"><u>ア 事態例</u></p>

頁	修正前	修正後
12	<p><u>毒物混入</u></p>	<p><u>(ア) 町の行政庁舎に対するBCR兵器による攻撃</u></p> <p><u>(イ) 大規模イベント会場、大型商業施設などに対するBCR兵器による攻撃</u></p> <p><u>(ウ) 浄水場への毒物混入</u></p> <p><u>イ 留意点</u></p> <p><u>(ア) 放射能の拡散や生物剤による感染、化学剤の影響で死傷者が発生するとともに、放射能の被ばくや生物剤による感染の発見が遅れた場合、二次的な被害が拡大するおそれがあります。</u></p> <p><u>(イ) 水道水の給水が不可能となり、住民等の生活に支障が生じます。</u></p> <p><u>② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃</u></p> <p><u>ア 事態例</u></p> <p><u>- 行政庁舎などに対する航空機を使用した自爆テロ</u></p> <p><u>イ 留意点</u></p> <p><u>破壊の対象となる施設の規模によっては、死傷者が拡大します。</u></p>
13	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 町における組織・体制の整備</p> <div data-bbox="224 1117 1115 1316" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、<u>各部署の</u>平素の業務、職員の参集基準等について定めます。</p> </div>	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 町における組織・体制の整備</p> <div data-bbox="1198 1117 2089 1316" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、<u>町における</u>平素の業務、職員の参集基準等について定めます。</p> </div>

頁	修正前	修正後				
13	<p>1 町の各課室における平素の業務</p> <p>町の各課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行います。各課の分掌事務及び課長については、次のとおりとします。</p> <p>※【吉岡町の各課における平素の業務】</p> <table border="1" data-bbox="210 395 1106 1426"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 395 338 437">課名</th> <th data-bbox="338 395 1106 437">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 437 338 1426">町民生活課 (町民生活課長)</td> <td data-bbox="338 437 1106 1426"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国民保護協議会の運営に関する事。 2. 国民保護対策本部に関する事。 3. 避難実施要領の策定に関する事。 4. 物資及び資材の備蓄等に関する事。 5. 危機情報の収集及び伝達に関する事。 6. 被害状況の総括的把握に関する事。 7. 県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公機関、指定地方公共機関、各市町村等と連携態勢の整備に関する事。 8. 社会福祉団体及びボランティアの受け入れ、配備及び連絡調整に関する事。 9. 研修、訓練に関する事。 10. 防災行政無線の運用に関する事。 11. 特殊標章の交付、許可、管理に関する事。 12. 警報の通知、避難の指示、緊急通報に係る整備に関する事。 13. 安否情報の収集・提供態勢の整備に関する事。 14. 避難所との連絡・調整に関する事。 15. その他各部局に属さない武力攻撃事態等に関する事。 16. 水防に関する事 17. 廃棄物（ごみ、し尿及び家屋廃棄物等）の処理に関する事。 18. 環境衛生に関する事（他の部署に属するものを除く）。 </td> </tr> </tbody> </table>	課名	分掌事務	町民生活課 (町民生活課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民保護協議会の運営に関する事。 2. 国民保護対策本部に関する事。 3. 避難実施要領の策定に関する事。 4. 物資及び資材の備蓄等に関する事。 5. 危機情報の収集及び伝達に関する事。 6. 被害状況の総括的把握に関する事。 7. 県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公機関、指定地方公共機関、各市町村等と連携態勢の整備に関する事。 8. 社会福祉団体及びボランティアの受け入れ、配備及び連絡調整に関する事。 9. 研修、訓練に関する事。 10. 防災行政無線の運用に関する事。 11. 特殊標章の交付、許可、管理に関する事。 12. 警報の通知、避難の指示、緊急通報に係る整備に関する事。 13. 安否情報の収集・提供態勢の整備に関する事。 14. 避難所との連絡・調整に関する事。 15. その他各部局に属さない武力攻撃事態等に関する事。 16. 水防に関する事 17. 廃棄物（ごみ、し尿及び家屋廃棄物等）の処理に関する事。 18. 環境衛生に関する事（他の部署に属するものを除く）。 	<p>1 町における平素の業務</p> <p>町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行います。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
課名	分掌事務					
町民生活課 (町民生活課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民保護協議会の運営に関する事。 2. 国民保護対策本部に関する事。 3. 避難実施要領の策定に関する事。 4. 物資及び資材の備蓄等に関する事。 5. 危機情報の収集及び伝達に関する事。 6. 被害状況の総括的把握に関する事。 7. 県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公機関、指定地方公共機関、各市町村等と連携態勢の整備に関する事。 8. 社会福祉団体及びボランティアの受け入れ、配備及び連絡調整に関する事。 9. 研修、訓練に関する事。 10. 防災行政無線の運用に関する事。 11. 特殊標章の交付、許可、管理に関する事。 12. 警報の通知、避難の指示、緊急通報に係る整備に関する事。 13. 安否情報の収集・提供態勢の整備に関する事。 14. 避難所との連絡・調整に関する事。 15. その他各部局に属さない武力攻撃事態等に関する事。 16. 水防に関する事 17. 廃棄物（ごみ、し尿及び家屋廃棄物等）の処理に関する事。 18. 環境衛生に関する事（他の部署に属するものを除く）。 					

頁	修正前	修正後								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 204 333 244">課名</th> <th data-bbox="333 204 1104 244">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 244 333 730"></td> <td data-bbox="333 244 1104 730"> 19. 消防活動態勢の整備に関する事 20. 通信態勢の整備に関する事 21. 情報収集整備に関する事 22. 装備・資機材の整備に関する事 23. 生活関連施設、危険物質等（消防法に関するものに限る）取扱所の安全化対策に関する事 24. 事業所に対する避難等の自主防災体制の指導に関する事 25. 町民の防災知識に関する事 26. 町民の国民保護の啓発に関する事 27. 町民の防災行動力の向上に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 730 333 927"> 総務政策課 （総務政策課長） </td> <td data-bbox="333 730 1104 927"> 1. 職員の労務、処遇に関する事 2. 災害派遣職員の受入れに関する事 3. 国民保護措置に関する広報公聴活動に関する事 4. 報道機関との連絡調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 927 333 1449"> 財務課 （財務課長） </td> <td data-bbox="333 927 1104 1449"> 1. 町営住宅保全に関する事 2. 公園・緑地の保全に関する事 3. 国民保護対策関係の予算、その他財務に関する事 4. 町庁舎の整備等に関する事 5. 応援職員の輸送に関する事 6. 公用車の管理に関する事 7. 物流拠点の開設、管理及び運営に関する事 8. 臨時被災者相談所の設営に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	課名	分掌事務		19. 消防活動態勢の整備に関する事 20. 通信態勢の整備に関する事 21. 情報収集整備に関する事 22. 装備・資機材の整備に関する事 23. 生活関連施設、危険物質等（消防法に関するものに限る）取扱所の安全化対策に関する事 24. 事業所に対する避難等の自主防災体制の指導に関する事 25. 町民の防災知識に関する事 26. 町民の国民保護の啓発に関する事 27. 町民の防災行動力の向上に関する事	総務政策課 （総務政策課長）	1. 職員の労務、処遇に関する事 2. 災害派遣職員の受入れに関する事 3. 国民保護措置に関する広報公聴活動に関する事 4. 報道機関との連絡調整に関する事	財務課 （財務課長）	1. 町営住宅保全に関する事 2. 公園・緑地の保全に関する事 3. 国民保護対策関係の予算、その他財務に関する事 4. 町庁舎の整備等に関する事 5. 応援職員の輸送に関する事 6. 公用車の管理に関する事 7. 物流拠点の開設、管理及び運営に関する事 8. 臨時被災者相談所の設営に関する事	<p>(削除)</p>
課名	分掌事務									
	19. 消防活動態勢の整備に関する事 20. 通信態勢の整備に関する事 21. 情報収集整備に関する事 22. 装備・資機材の整備に関する事 23. 生活関連施設、危険物質等（消防法に関するものに限る）取扱所の安全化対策に関する事 24. 事業所に対する避難等の自主防災体制の指導に関する事 25. 町民の防災知識に関する事 26. 町民の国民保護の啓発に関する事 27. 町民の防災行動力の向上に関する事									
総務政策課 （総務政策課長）	1. 職員の労務、処遇に関する事 2. 災害派遣職員の受入れに関する事 3. 国民保護措置に関する広報公聴活動に関する事 4. 報道機関との連絡調整に関する事									
財務課 （財務課長）	1. 町営住宅保全に関する事 2. 公園・緑地の保全に関する事 3. 国民保護対策関係の予算、その他財務に関する事 4. 町庁舎の整備等に関する事 5. 応援職員の輸送に関する事 6. 公用車の管理に関する事 7. 物流拠点の開設、管理及び運営に関する事 8. 臨時被災者相談所の設営に関する事									

頁	修正前	修正後						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="208 201 331 244">課名</th> <th data-bbox="331 201 1104 244">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="208 244 331 632">財務課 (財務課長)</td> <td data-bbox="331 244 1104 632"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 町営住宅保全に関する事。 2. 公園・緑地の保全に関する事。 3. 国民保護対策関係の予算、その他財務に関する事。 4. 町庁舎の整備等に関する事。 5. 応援職員の輸送に関する事。 6. 公用車の管理に関する事。 7. 物流拠点の開設、管理及び運営に関する事。 8. 臨時被災者相談所の設営に関する事。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 632 331 1453">健康福祉課 (健康福祉課長)</td> <td data-bbox="331 632 1104 1453"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の救護、安全確保及び支援に関する事。 2. 義援金品の受け入れに関する事。 3. 福祉施設利用者の避難確認に関する事。 4. 福祉施設の応急対策に関する事。 5. 被災者の収容施設、緊急移送等の手配に関する事。 6. 医療救護所の開設及び運営に関する事。 7. 救護班編成、救護所への医師等の派遣及び救護班との連絡調整に関する事。 8. 保健センターの警戒等の予防対策について。 9. 救護班・医療要員・医療用資機材・医薬品等の県、近隣市町村、関係機関等への協力・支援要請に関する事。 10. 常備薬の調達、管理及び医薬品の供給確保並びに薬剤師会との連絡調整に関する事。 11. 医療機関及び県保健福祉事務所との連絡調整に関する事。 12. 遺体の検案及び処理の協力に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	課名	分掌事務	財務課 (財務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町営住宅保全に関する事。 2. 公園・緑地の保全に関する事。 3. 国民保護対策関係の予算、その他財務に関する事。 4. 町庁舎の整備等に関する事。 5. 応援職員の輸送に関する事。 6. 公用車の管理に関する事。 7. 物流拠点の開設、管理及び運営に関する事。 8. 臨時被災者相談所の設営に関する事。 	健康福祉課 (健康福祉課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の救護、安全確保及び支援に関する事。 2. 義援金品の受け入れに関する事。 3. 福祉施設利用者の避難確認に関する事。 4. 福祉施設の応急対策に関する事。 5. 被災者の収容施設、緊急移送等の手配に関する事。 6. 医療救護所の開設及び運営に関する事。 7. 救護班編成、救護所への医師等の派遣及び救護班との連絡調整に関する事。 8. 保健センターの警戒等の予防対策について。 9. 救護班・医療要員・医療用資機材・医薬品等の県、近隣市町村、関係機関等への協力・支援要請に関する事。 10. 常備薬の調達、管理及び医薬品の供給確保並びに薬剤師会との連絡調整に関する事。 11. 医療機関及び県保健福祉事務所との連絡調整に関する事。 12. 遺体の検案及び処理の協力に関する事。 	(削除)
課名	分掌事務							
財務課 (財務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町営住宅保全に関する事。 2. 公園・緑地の保全に関する事。 3. 国民保護対策関係の予算、その他財務に関する事。 4. 町庁舎の整備等に関する事。 5. 応援職員の輸送に関する事。 6. 公用車の管理に関する事。 7. 物流拠点の開設、管理及び運営に関する事。 8. 臨時被災者相談所の設営に関する事。 							
健康福祉課 (健康福祉課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の救護、安全確保及び支援に関する事。 2. 義援金品の受け入れに関する事。 3. 福祉施設利用者の避難確認に関する事。 4. 福祉施設の応急対策に関する事。 5. 被災者の収容施設、緊急移送等の手配に関する事。 6. 医療救護所の開設及び運営に関する事。 7. 救護班編成、救護所への医師等の派遣及び救護班との連絡調整に関する事。 8. 保健センターの警戒等の予防対策について。 9. 救護班・医療要員・医療用資機材・医薬品等の県、近隣市町村、関係機関等への協力・支援要請に関する事。 10. 常備薬の調達、管理及び医薬品の供給確保並びに薬剤師会との連絡調整に関する事。 11. 医療機関及び県保健福祉事務所との連絡調整に関する事。 12. 遺体の検案及び処理の協力に関する事。 							

頁	修正前	修正後										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="208 197 333 245">課名</th> <th data-bbox="333 197 1106 245">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="208 245 333 437">健康福祉課 (健康福祉課長)</td> <td data-bbox="333 245 1106 437">13. 前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救護及び保護に関すること。(他の部署に属するものを除く)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 437 333 874">産業建設課 (産業建設課長)</td> <td data-bbox="333 437 1106 874"> 1. 中小企業等への国民保護の啓発に関すること。 2. 生活必需品関係業者等への協力要請に関すること。 3. 農畜産施設等の保全に関すること。 4. 農畜産及び農畜産施設被害に関する助成及び金融措置に関すること。 5. 応急食糧等に関すること。 6. 道路、橋りょう、河川及び水路等の保全に関すること。 7. 道路の通行止め及び迂回路の設定等に関すること。 8. 急傾斜地及び崖崩れ等の応急対策に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 874 333 1114">上下水道課 (上下水道課長)</td> <td data-bbox="333 874 1106 1114"> 1. 水道施設の及び給水施設の警戒等の予防策に関すること。 2. 給水車、災害時に稼動可能な井戸等による応急給水に関すること。 3. 下水道施設の警戒等に予防策に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 1114 333 1378">教育委員会事務局 (教育委員会事務局長)</td> <td data-bbox="333 1114 1106 1378"> 1. 文教施設の警戒等の予防対策に関すること。 2. 避難所の設営及び運営に関すること。 3. 文化財の保護に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	課名	分掌事務	健康福祉課 (健康福祉課長)	13. 前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救護及び保護に関すること。(他の部署に属するものを除く)	産業建設課 (産業建設課長)	1. 中小企業等への国民保護の啓発に関すること。 2. 生活必需品関係業者等への協力要請に関すること。 3. 農畜産施設等の保全に関すること。 4. 農畜産及び農畜産施設被害に関する助成及び金融措置に関すること。 5. 応急食糧等に関すること。 6. 道路、橋りょう、河川及び水路等の保全に関すること。 7. 道路の通行止め及び迂回路の設定等に関すること。 8. 急傾斜地及び崖崩れ等の応急対策に関すること。	上下水道課 (上下水道課長)	1. 水道施設の及び給水施設の警戒等の予防策に関すること。 2. 給水車、災害時に稼動可能な井戸等による応急給水に関すること。 3. 下水道施設の警戒等に予防策に関すること。	教育委員会事務局 (教育委員会事務局長)	1. 文教施設の警戒等の予防対策に関すること。 2. 避難所の設営及び運営に関すること。 3. 文化財の保護に関すること。	(削除)
課名	分掌事務											
健康福祉課 (健康福祉課長)	13. 前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救護及び保護に関すること。(他の部署に属するものを除く)											
産業建設課 (産業建設課長)	1. 中小企業等への国民保護の啓発に関すること。 2. 生活必需品関係業者等への協力要請に関すること。 3. 農畜産施設等の保全に関すること。 4. 農畜産及び農畜産施設被害に関する助成及び金融措置に関すること。 5. 応急食糧等に関すること。 6. 道路、橋りょう、河川及び水路等の保全に関すること。 7. 道路の通行止め及び迂回路の設定等に関すること。 8. 急傾斜地及び崖崩れ等の応急対策に関すること。											
上下水道課 (上下水道課長)	1. 水道施設の及び給水施設の警戒等の予防策に関すること。 2. 給水車、災害時に稼動可能な井戸等による応急給水に関すること。 3. 下水道施設の警戒等に予防策に関すること。											
教育委員会事務局 (教育委員会事務局長)	1. 文教施設の警戒等の予防対策に関すること。 2. 避難所の設営及び運営に関すること。 3. 文化財の保護に関すること。											

頁	修正前	修正後						
	<table border="1" data-bbox="208 240 1104 627"> <thead> <tr> <th data-bbox="208 240 338 293">課名</th> <th data-bbox="338 240 1104 293">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="208 293 338 432">会計課 (会計課長)</td> <td data-bbox="338 293 1104 432">1. 物品、応急資機材の調達・貸借及び工事等の契約・管理に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 432 338 627">議会事務局 (議会事務局長)</td> <td data-bbox="338 432 1104 627">1. 他の課(班)の応援に関すること 2. 避難者の誘導に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="208 639 1122 719">※ <u>国民の保護に関する業務の統括、各課室間の調整、企画立案等については、国民保護担当課長等の国民保護担当責任者が行います。</u></p> <p data-bbox="208 783 510 818">2 町職員の参集基準等</p> <p data-bbox="192 831 241 866">(略)</p> <p data-bbox="230 879 573 914">(2) 24時間即応体制の確立</p> <p data-bbox="293 927 349 962">(略)</p> <p data-bbox="237 975 539 1010"><u>①消防本部との連携強化</u></p> <p data-bbox="237 1023 1126 1345"><u>夜間、休日等における初動連絡体制(警報受領及び現場情報受領、町長その他関係機関への連絡)については、消防本部の役割が重要となります。その際、町においては、初動の連絡を受領次第、速やかに対応体制をとり、担当職員が登庁後は消防本部より引き継ぎ、国民保護措置を実施します。この場合、消防本部は、特に構成市町村への連絡を迅速に行うよう留意するとともに、平素より、構成市町村との連携を密にし、職員への周知を十分実施しておきます。</u></p> <p data-bbox="230 1406 674 1441">(3) 町の体制及び職員の参集基準等</p>	課名	分掌事務	会計課 (会計課長)	1. 物品、応急資機材の調達・貸借及び工事等の契約・管理に関すること。	議会事務局 (議会事務局長)	1. 他の課(班)の応援に関すること 2. 避難者の誘導に関すること	<p data-bbox="1149 248 1234 284"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="1149 639 1234 675"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="1178 783 1476 818">2 町職員の参集基準等</p> <p data-bbox="1149 831 1198 866">(略)</p> <p data-bbox="1187 879 1536 914">(2) 24時間即応体制の確立</p> <p data-bbox="1254 927 1310 962">(略)</p> <p data-bbox="1200 975 1285 1010"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="1187 1406 1635 1441">(3) 町の体制及び職員の参集基準等</p>
課名	分掌事務							
会計課 (会計課長)	1. 物品、応急資機材の調達・貸借及び工事等の契約・管理に関すること。							
議会事務局 (議会事務局長)	1. 他の課(班)の応援に関すること 2. 避難者の誘導に関すること							

頁	修正前	修正後																								
14	<p>(略)</p> <p>【職員参集基準】</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>【職員参集基準】</p> <p>(略)</p> <p>① <u>町地域防災計画による体制・町災害対策(警戒)本部長の指示により、状況に応じて町地域防災計画の動員が参集し、各部班の分掌事務を遂行しつつ、各部班との情報の共有を図ります。</u></p> <p>② <u>町情報連絡室体制・・・・・総務課職員が参集し、県・関係機関より危機情報の収集を行い、状況に応じて町準備本部への移行準備を行います。</u></p> <p>③ <u>町準備本部体制・・・・・原則として、町対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断します。</u></p> <p>④ <u>国民保護対策本部体制・・・・全職員が参集し、各部班の分掌事務を遂行します。</u></p> <p>(略)</p>																								
15	<p>【町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員】</p> <table border="1" data-bbox="253 1118 1106 1453"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>代替職員 (第1順位)</th> <th>代替職員 (第2順位)</th> <th>代替職員 (第3順位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長</td> <td>副町長</td> <td>町民生活課長</td> <td>総務政策課長</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>町民生活課長</td> <td>総務政策課長</td> <td>産業建設課長</td> </tr> </tbody> </table>	名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)	町長	副町長	町民生活課長	総務政策課長	副町長	町民生活課長	総務政策課長	産業建設課長	<p>【町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員】</p> <table border="1" data-bbox="1216 1118 2069 1453"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>代替職員 (第1順位)</th> <th>代替職員 (第2順位)</th> <th>代替職員 (第3順位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町対策本部長 (町長)</td> <td>副町長</td> <td>総務課長</td> <td>企画財政課長</td> </tr> <tr> <td>町対策副本部長 (副町長)</td> <td>総務課長</td> <td>企画財政課長</td> <td>建設課長</td> </tr> </tbody> </table>	名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)	町対策本部長 (町長)	副町長	総務課長	企画財政課長	町対策副本部長 (副町長)	総務課長	企画財政課長	建設課長
名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)																							
町長	副町長	町民生活課長	総務政策課長																							
副町長	町民生活課長	総務政策課長	産業建設課長																							
名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)																							
町対策本部長 (町長)	副町長	総務課長	企画財政課長																							
町対策副本部長 (副町長)	総務課長	企画財政課長	建設課長																							

頁	修正前	修正後								
13	<table border="1" data-bbox="264 188 1120 306"> <tr> <td data-bbox="264 188 454 306">町民生活課長</td> <td data-bbox="454 188 672 306">総務政策課長</td> <td data-bbox="672 188 889 306">産業建設課長</td> <td data-bbox="889 188 1120 306">健康福祉課長</td> </tr> </table> <p data-bbox="232 357 483 384"><u>(6) 職員の服務基準</u></p> <p data-bbox="241 405 1122 580">① <u>町防災計画による体制</u>・・・・町防災計画の2号動員（各所属50%に相当する人員）が参集し、各部班の分掌事務を遂行しつつ、各部班との情報の共有化を図ります。</p> <p data-bbox="241 647 1122 772">② <u>国民保護業務担当職員が参集・町民生活課職員が参集し、県・関係機関より危機情報の収集を行い、町準備本部への以降を準備します。</u></p> <p data-bbox="241 839 1122 916">③ <u>国民保護対策本部体制</u>・・・・全職員が参集し、各部班の分掌事務（町準備本部体制）を遂行します。</p> <p data-bbox="232 935 349 962">(7) (略)</p>	町民生活課長	総務政策課長	産業建設課長	健康福祉課長	<table border="1" data-bbox="1223 178 2074 296"> <tr> <td data-bbox="1223 178 1413 296">町対策本部員 (教育長及び各課局長等)</td> <td data-bbox="1413 178 1630 296">本部連絡員 (各室長)</td> <td data-bbox="1630 178 1848 296">本部連絡員 (各室長)</td> <td data-bbox="1848 178 2074 296">本部連絡員 (各室長)</td> </tr> </table> <p data-bbox="1191 357 1276 384">(削除)</p> <p data-bbox="1191 935 1308 962">(6) (略)</p>	町対策本部員 (教育長及び各課局長等)	本部連絡員 (各室長)	本部連絡員 (各室長)	本部連絡員 (各室長)
町民生活課長	総務政策課長	産業建設課長	健康福祉課長							
町対策本部員 (教育長及び各課局長等)	本部連絡員 (各室長)	本部連絡員 (各室長)	本部連絡員 (各室長)							
16	<p data-bbox="219 1056 725 1085">4 住民等の権利利益の救済に係る手続等</p> <p data-bbox="232 1104 725 1133">(2) 住民の権利利益に関する文書の保存</p> <p data-bbox="268 1152 1122 1276">町は、住民等の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、<u>町文書管理規程等</u>の定めるところにより、適切に保存します。</p> <p data-bbox="268 1295 327 1323">(略)</p>	<p data-bbox="1182 1056 1688 1085">4 住民等の権利利益の救済に係る手続等</p> <p data-bbox="1196 1104 1688 1133">(2) 住民の権利利益に関する文書の保存</p> <p data-bbox="1232 1152 2085 1276">町は、住民等の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、<u>吉岡町文書取扱規程等</u>の定めるところにより、適切に保存します。</p> <p data-bbox="1232 1295 1290 1323">(略)</p>								
17	<p data-bbox="188 1347 618 1375">第2 関係機関との連携体制の整備</p> <p data-bbox="219 1394 434 1423">1 基本的考え方</p> <p data-bbox="232 1442 291 1469">(略)</p>	<p data-bbox="1151 1347 1581 1375">第2 関係機関との連携体制の整備</p> <p data-bbox="1182 1394 1397 1423">1 基本的考え方</p> <p data-bbox="1196 1442 1254 1469">(略)</p>								

頁	修正前	修正後																
18	<p><u>(4) 消防機関との連携</u></p> <p><u>町は、平素から町国民保護計画、武力攻撃災害への対処、避難実施要領モデルの作成等に当たっては、消防機関やその管理者等と十分な調整を行います。</u></p> <p>2 県との連携</p> <p>(1) 県の連絡先の把握等</p> <p>町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>3 近接市町村との連携</p> <p>(1) 近隣市町村との連携</p> <p>町は、<u>近接市町村</u>の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、<u>近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図ります。</u></p> <p><u>近隣市町村連絡先</u></p> <table border="1" data-bbox="264 1161 1106 1453"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>住 所</th> <th>担当課</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前橋市</td> <td>前橋市大手町 2-12-1</td> <td>市民部安全安心課</td> <td>027-890-5935</td> </tr> <tr> <td>渋川市</td> <td>渋川市石原80</td> <td>行政課</td> <td>0279-22-2111</td> </tr> <tr> <td>榛東村</td> <td>北群馬郡榛東村 大字山子田 1258-1</td> <td>総務課</td> <td>0279-54-2211</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	住 所	担当課	電話番号	前橋市	前橋市大手町 2-12-1	市民部安全安心課	027-890-5935	渋川市	渋川市石原80	行政課	0279-22-2111	榛東村	北群馬郡榛東村 大字山子田 1258-1	総務課	0279-54-2211	<p><u>(削除)</u></p> <p>2 国・県との連携</p> <p>(1) 自衛隊・県の連絡先の把握等</p> <p>町は、緊急時に連絡すべき自衛隊・県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、必要な連携を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>3 近接市町村との連携</p> <p>(1) 近隣市町村との連携</p> <p>町は、<u>県内市町村</u>の連絡先、担当部署等を把握し、緊急時の対応に備えます。</p> <p><u>また、県が設ける県内市町村の国民保護に関する協議、調整の場に積極的に参画します。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>
市町村名	住 所	担当課	電話番号															
前橋市	前橋市大手町 2-12-1	市民部安全安心課	027-890-5935															
渋川市	渋川市石原80	行政課	0279-22-2111															
榛東村	北群馬郡榛東村 大字山子田 1258-1	総務課	0279-54-2211															

頁	修正前	修正後																						
	<p>(2) 消防機関の連携体制の整備 (略) <u>消防機関保有のNBC資機材リスト</u></p> <table border="1" data-bbox="219 312 1122 791"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">渋川 広域 消防 本部</td> <td rowspan="3">防護服</td> <td>放射線防護服</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>化学防護服</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>簡易防護服</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">呼吸保護具</td> <td>酸素呼吸器</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>空気呼吸器</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>防毒マスク</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">測定機器</td> <td>ポケット線量計</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>GM管式放射線測定器</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>有毒ガス検知器</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	渋川 広域 消防 本部	防護服	放射線防護服	2	化学防護服	4	簡易防護服	5	呼吸保護具	酸素呼吸器	4	空気呼吸器	43	防毒マスク	5	測定機器	ポケット線量計	2	GM管式放射線測定器	1	有毒ガス検知器	1	<p>(2) 消防機関の連携体制の整備 (略) <u>(削除)</u></p> <p>(略)</p>
渋川 広域 消防 本部	防護服			放射線防護服	2																			
				化学防護服	4																			
		簡易防護服	5																					
呼吸保護具	酸素呼吸器	4																						
	空気呼吸器	43																						
	防毒マスク	5																						
測定機器	ポケット線量計	2																						
	GM管式放射線測定器	1																						
	有毒ガス検知器	1																						
19	<p>第3 通信の確保 (2) 非常通信体制の確保 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>第3 通信の確保 (2) 非常通信体制の確保 (略) <u>【吉岡町の主な通信手段】</u> <u>・一般電話回線（携帯電話含む）</u> <u>・災害時優先電話</u> <u>・現有防災行政無線の有効活用</u> <u>・緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）</u></p>																						
20	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備 2 警報等の伝達に必要な準備 (2) 防災行政無線の整備</p>	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備 2 警報等の伝達に必要な準備 (2) 防災行政無線の整備</p>																						

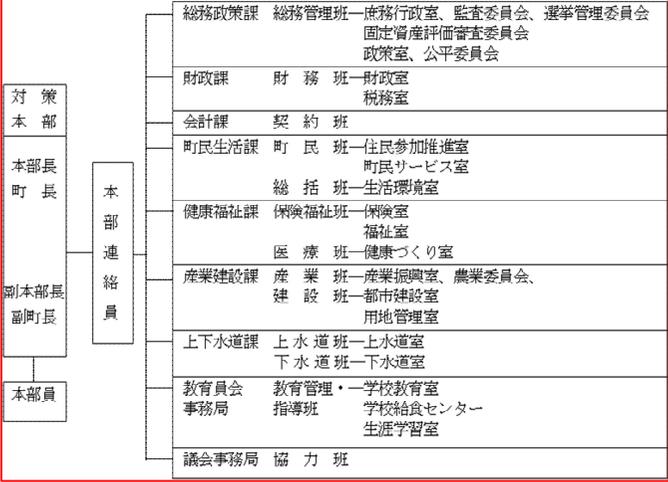
頁	修正前	修正後
21	<p><u>町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる移動系その他の防災行政無線の整備を図りデジタル化の推進を図ります。</u></p> <p><u>※【全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備】</u></p> <p><u>国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム（J=ALERT）を開発したところです。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>※大規模集客等施設の連絡先リスト（資料編に記載）</u></p>	<p><u>町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の保守点検及び更新等を計画的に実施します。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の保守</u></p> <p><u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び J-ALERT と防災行政無線等の連動を確保する自動起動装置の保守点検、更新などを計画的に実施します。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>
22	<p><u>(6) (略)</u></p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>町は、避難住民等及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民等の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）<u>第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、</u>県に報告します。</p>	<p><u>(7) (略)</u></p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>町は、避難住民等及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民等の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）<u>第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用い</u></p>

頁	修正前	修正後
	<p>(2) 安否情報収集のための体制整備 (略)</p> <p><u>なお、安否情報の収集は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集の様式を用いて行います。</u></p>	<p><u>て</u>県に報告します。</p> <p>(2) 安否情報収集のための体制整備 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>
24	<p>第5 研修及び訓練</p> <p>1 研修</p> <p>(1) 研修機関における研修の活用</p> <p>町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、<u>県自治総合研究センター</u>、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保します。</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 町における訓練の実施</p> <p>町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図ります。</p> <p><u>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図ります。</u></p>	<p>第5 研修及び訓練</p> <p>1 研修</p> <p>(1) 研修機関における研修の活用</p> <p>町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、<u>県自治研修センター</u>、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保します。</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 町における訓練の実施</p> <p>町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図ります。</p> <p><u>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携による、NBCR攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めます。</u></p>
26	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集 (略)</p>	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集 (略)</p>

<p>26</p>	<p><u>※町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅地図 <u>(追加)</u> ○ 区域内の道路網のリスト <u>(追加)</u> ○ 避難施設のリスト <u>(追加)</u> ○ 備蓄物資、<u>調達可能のリスト</u> <u>(追加)</u> ○ 生活関連等施設等のリスト <u>(追加)</u> ○ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定 ○ 自主防災組織等の連絡先等一覧 ○ 消防機関のリスト <u>(追加)</u> ○ <u>災害時要援護者の避難支援プラン</u> 	<p><u>【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅地図 <u>(人口分布、世帯数、昼夜別の人口データ)</u> ○ 区域内の道路網のリスト <u>(避難経路として想定される高速道路、国道、県道、町道等の道路リスト)</u> ○ 避難施設のリスト <u>(避難住民等の収容能力や屋内外の別についてのリスト)</u> ○ 備蓄物資、<u>調達可能物資のリスト</u> <u>(備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)</u> ○ 生活関連等施設等のリスト <u>(避難住民等の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)</u> ○ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定 ○ 自主防災組織等の連絡先等一覧 ○ 消防機関のリスト <u>(消防機関の装備資機材のリスト)</u> ○ <u>避難行動要支援者名簿</u>
	<p>(3) 高齢者、障害者等<u>災害時要援護者</u>への配慮</p> <p>町は、避難住民等の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難支援プラン</u>を活用しつつ、<u>災害時要援護者の避難対策</u>を講じます。</p> <p><u>その際、避難誘導時において、防災・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意します。</u></p>	<p>(3) 高齢者、障害者等への配慮</p> <p>町は、避難住民等の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難行動要支援者名簿等</u>を活用しつつ、<u>要配慮者対策</u>を講じます。</p>

頁	修正前	修正後
	<p><u>※【災害時要援護者の避難支援プランについて】</u></p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行なわれる災害時要援護者の避難支援プランを活用することが重要である。</p> <p>災害時要援護者一人一人の避難支援プランを実施するためには、災害時要援護者情報をもとに一定の条件や考え方にに基づき、支援すべき災害時要援護者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、災害時要援護者各個々人の避難支援プランを策定することとなる。</p>	<p>(削除)</p>
27	<p>2 避難実施要領の<u>モデル</u>の作成</p> <p>町は、関係機関（<u>教育委員会など町の各執行機関、</u>消防機関、県、県警察、自衛隊等）と<u>緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、</u>複数の避難実施要領の<u>モデル</u>をあらかじめ作成します。</p> <p>(追加)</p>	<p>2 避難実施要領の<u>パターン</u>の作成</p> <p>町は、関係機関（消防機関、県、県警察、自衛隊等）と<u>十分な</u>意見交換を<u>行い、</u>複数の避難実施要領の<u>パターン</u>をあらかじめ作成します。</p> <p><u>この場合、関係機関との調整に基づく輸送手段の確保や高齢者、障害者などの避難方法について配慮することとします。</u></p>
28	<p>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等</p> <p>(3) <u>避難手段</u>の調整</p> <p>町は、<u>避難時</u>の交通手段については、マイカーの使用は原則として禁止と<u>する</u>が、公共交通機関の利便性などの地域特性、避難に要する時間の長さ、避難先の地域までの距離などを考慮して、やむをえない場合は、使用を認めることとします。</p> <p>このため、町は、地域特性などに合わせた交通手段の確保について、県警察などの関係機関と調整します。</p> <p><u>また、避難実施要領のモデルを作成する場合は、</u>状況に応じた交通手</p>	<p>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等</p> <p>(3) <u>退避手段</u>の調整</p> <p>町は、<u>退避の指示時</u>の交通手段については、マイカーの使用は原則として禁止と<u>しますが、</u>公共交通機関の利便性などの地域特性、避難に要する時間の長さ、避難先の地域までの距離などを考慮して、やむをえない場合は、使用を認めることとします。</p> <p>このため、町は、地域特性などに合わせた交通手段の確保について、県警察などの関係機関と調整します。</p> <p><u>また、町は、避難実施要領のパターン作成時には、</u>状況に応じた交通</p>

頁	修正前	修正後
	<p>段について検討します。</p> <p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>町は、県が行う避難施設の指定に際しては、<u>必要な情報</u>を提供するなど県に協力します。</p> <p>(略)</p>	<p>手段について検討します。</p> <p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>町は、県が行う避難施設の指定に際しては、<u>施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報</u>を提供するなど県に協力します。</p> <p>(略)</p>
32	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>33 3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応</p> <p>町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが町に関して本部設置指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、<u>町防災計画による体制を立ち上げ、又は、町情報連絡室を設置して、即応体制の強化を図ります。</u></p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応等</p> <p>町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが町に関して本部設置指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、町情報連絡室を設置して、即応体制の強化を図ります。</p>
33	<p>第2章 町対策本部の設置等</p> <p>1 町対策本部の設置</p> <p>(1) 町対策本部の設置の手順</p> <p>③ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集</p> <p><u>町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、町対策本部に参集するよう連絡します。</u></p> <p>④ 町対策本部の開設</p> <p><u>町対策本部担当者は、町庁舎2階大会議室に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始します。(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。</u></p> <p>(略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>第2章 町対策本部の設置等</p> <p>1 町対策本部の設置</p> <p>(1) 町対策本部の設置の手順</p> <p>③ 職員の参集</p> <p><u>町対策本部員等に対し、職員参集メール等を活用し、町対策本部に参集するよう連絡します。</u></p> <p>④ 町対策本部の開設</p> <p>町庁舎2階大会議室に町対策本部を開設するとともに、<u>各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始します。特に、関係機関と相互に用いる通信手段の確保に努めます。</u></p> <p>(略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p>

頁	修正前	修正後																
35	<p>※ <u>予備施設</u></p> <p><u>1 吉岡中学校</u></p> <p><u>2 明治小学校</u></p> <p><u>3 駒寄小学校</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 町対策本部の組織構成及び機能</p> <p>町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとします。</p> <p><u>なお、本部長は町の職員以外の者が必要と認める者を会議に出席させることができるものとします。</u></p> <table border="1" data-bbox="219 608 1106 938"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>構 成 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>町長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副町長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>教育長、<u>総務政策課長</u>、<u>財務課長</u>、<u>町民生活課長</u>、健康福祉課長、<u>産業建設課長</u>、<u>会計課長</u>、上下水道課長、教育委員会事務局長、議会事務局長、<u>本部長が指名する者</u></td> </tr> </tbody> </table>	職名	構 成 員	本部長	町長	副本部長	副町長	本部員	教育長、 <u>総務政策課長</u> 、 <u>財務課長</u> 、 <u>町民生活課長</u> 、健康福祉課長、 <u>産業建設課長</u> 、 <u>会計課長</u> 、上下水道課長、教育委員会事務局長、議会事務局長、 <u>本部長が指名する者</u>	<p>(削除)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 町対策本部の組織構成及び機能</p> <p>町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとします。</p> <p><u>なお、本部長が必要と認めるとき、国、県など町の職員以外の者を会議に出席させることができます。</u></p> <table border="1" data-bbox="1182 608 2069 938"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>構 成 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>町長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副町長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>教育長、<u>総務課長</u>、<u>企画財政課長</u>、<u>住民課長</u>、健康福祉課長、<u>産業観光課長</u>、<u>建設課長</u>、<u>税務会計課長</u>、上下水道課長、教育委員会事務局長、議会事務局長、<u>その他本部長が指名する者</u></td> </tr> </tbody> </table>	職名	構 成 員	本部長	町長	副本部長	副町長	本部員	教育長、 <u>総務課長</u> 、 <u>企画財政課長</u> 、 <u>住民課長</u> 、健康福祉課長、 <u>産業観光課長</u> 、 <u>建設課長</u> 、 <u>税務会計課長</u> 、上下水道課長、教育委員会事務局長、議会事務局長、 <u>その他本部長が指名する者</u>
職名	構 成 員																	
本部長	町長																	
副本部長	副町長																	
本部員	教育長、 <u>総務政策課長</u> 、 <u>財務課長</u> 、 <u>町民生活課長</u> 、健康福祉課長、 <u>産業建設課長</u> 、 <u>会計課長</u> 、上下水道課長、教育委員会事務局長、議会事務局長、 <u>本部長が指名する者</u>																	
職名	構 成 員																	
本部長	町長																	
副本部長	副町長																	
本部員	教育長、 <u>総務課長</u> 、 <u>企画財政課長</u> 、 <u>住民課長</u> 、健康福祉課長、 <u>産業観光課長</u> 、 <u>建設課長</u> 、 <u>税務会計課長</u> 、上下水道課長、教育委員会事務局長、議会事務局長、 <u>その他本部長が指名する者</u>																	
	<p>対策本部の組織</p> 	<p>【対策本部の組織】</p> 																

頁	修正前	修正後																
36	<p>町の各部課室における武力攻撃事態等における庁内体制</p> <p>【課・班別分掌業務】()内は課・班の長 <u>情報収集担当区は町防災計画に準ずる</u></p> <table border="1" data-bbox="190 300 1104 1433"> <thead> <tr> <th data-bbox="190 300 309 459">課 情報収集担当 地区</th> <th data-bbox="309 300 427 459">班</th> <th data-bbox="427 300 600 459">事務を担当 する平常の 町の組織</th> <th data-bbox="600 300 1104 459">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="190 459 309 1433">町民生活課 (町民生活課長)</td> <td data-bbox="309 459 427 1433">総括班</td> <td data-bbox="427 459 600 1433">生活環境室</td> <td data-bbox="600 459 1104 1433"> <ol style="list-style-type: none"> 1 吉岡町国民保護対策本部又は吉岡町緊急対処事態対策本部(以下「町対策本部」という。)の庶務に関すること。 2 町対策本部の会議の開催に関すること。 3 町対策本部長又は町対策本部会議からの指示又は指令等に係る伝達に関すること。 4 各機関が行う町域内の国民保護措置の総合調整に関すること。 5 各課の総合調整に関すること。 6 被害状況の総合的把握に関すること。 7 国、県、自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること。 8 社会福祉団体及びボランティアの受け入れ、配備及び連絡調整に関すること。 9 防災行政無線の運用に関すること。 10 緊急通報の伝達及び通知に関すること。 11 警戒区域設定及び措置に関すること。 12 警報の伝達に関すること。 13 避難の指示伝達に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	課 情報収集担当 地区	班	事務を担当 する平常の 町の組織	分掌事務	町民生活課 (町民生活課長)	総括班	生活環境室	<ol style="list-style-type: none"> 1 吉岡町国民保護対策本部又は吉岡町緊急対処事態対策本部(以下「町対策本部」という。)の庶務に関すること。 2 町対策本部の会議の開催に関すること。 3 町対策本部長又は町対策本部会議からの指示又は指令等に係る伝達に関すること。 4 各機関が行う町域内の国民保護措置の総合調整に関すること。 5 各課の総合調整に関すること。 6 被害状況の総合的把握に関すること。 7 国、県、自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること。 8 社会福祉団体及びボランティアの受け入れ、配備及び連絡調整に関すること。 9 防災行政無線の運用に関すること。 10 緊急通報の伝達及び通知に関すること。 11 警戒区域設定及び措置に関すること。 12 警報の伝達に関すること。 13 避難の指示伝達に関すること。 	<p>町の各課室における武力攻撃事態等における庁内体制</p> <p>【課・班別分掌業務】()内は課・班の長 <u>(削除)</u></p> <table border="1" data-bbox="1153 300 2101 1471"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 300 1294 491">課</th> <th data-bbox="1294 300 1435 491">班</th> <th data-bbox="1435 300 1608 491">事務を担当 する平常の 町の組織</th> <th data-bbox="1608 300 2101 491">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 491 1294 1471">総務課 (総務課長)</td> <td data-bbox="1294 491 1435 1471">総括班 (協働安全室長)</td> <td data-bbox="1435 491 1608 1471">協働安全室</td> <td data-bbox="1608 491 2101 1471"> <ol style="list-style-type: none"> 1 町対策本部に関すること。 2 町対策本部長又は町対策本部会議からの指示又は指令等に係る伝達に関すること。 3 各機関が行う町域内の国民保護措置の総合調整に関すること。 4 各課の総合調整に関すること。 5 被害状況、各課対応状況の総合的把握に関すること。 6 自衛隊、関係機関への派遣要請に関すること。 7 防災行政無線等の運用に関すること。 8 緊急通報の伝達及び通知に関すること。 9 警戒区域の設定及び措置に関すること。 10 警報の伝達に関すること。 11 避難の指示伝達に関すること。 12 職員動員に関すること。 13 自治会(自主防災組織)に関すること。 14 避難者の避難状況の総合的把握及び報告に関すること。(※広域避難者含む。) 15 危険区域内における避難命令等の発令及び避難後の区域の警戒に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	課	班	事務を担当 する平常の 町の組織	分掌事務	総務課 (総務課長)	総括班 (協働安全室長)	協働安全室	<ol style="list-style-type: none"> 1 町対策本部に関すること。 2 町対策本部長又は町対策本部会議からの指示又は指令等に係る伝達に関すること。 3 各機関が行う町域内の国民保護措置の総合調整に関すること。 4 各課の総合調整に関すること。 5 被害状況、各課対応状況の総合的把握に関すること。 6 自衛隊、関係機関への派遣要請に関すること。 7 防災行政無線等の運用に関すること。 8 緊急通報の伝達及び通知に関すること。 9 警戒区域の設定及び措置に関すること。 10 警報の伝達に関すること。 11 避難の指示伝達に関すること。 12 職員動員に関すること。 13 自治会(自主防災組織)に関すること。 14 避難者の避難状況の総合的把握及び報告に関すること。(※広域避難者含む。) 15 危険区域内における避難命令等の発令及び避難後の区域の警戒に関すること。
課 情報収集担当 地区	班	事務を担当 する平常の 町の組織	分掌事務															
町民生活課 (町民生活課長)	総括班	生活環境室	<ol style="list-style-type: none"> 1 吉岡町国民保護対策本部又は吉岡町緊急対処事態対策本部(以下「町対策本部」という。)の庶務に関すること。 2 町対策本部の会議の開催に関すること。 3 町対策本部長又は町対策本部会議からの指示又は指令等に係る伝達に関すること。 4 各機関が行う町域内の国民保護措置の総合調整に関すること。 5 各課の総合調整に関すること。 6 被害状況の総合的把握に関すること。 7 国、県、自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること。 8 社会福祉団体及びボランティアの受け入れ、配備及び連絡調整に関すること。 9 防災行政無線の運用に関すること。 10 緊急通報の伝達及び通知に関すること。 11 警戒区域設定及び措置に関すること。 12 警報の伝達に関すること。 13 避難の指示伝達に関すること。 															
課	班	事務を担当 する平常の 町の組織	分掌事務															
総務課 (総務課長)	総括班 (協働安全室長)	協働安全室	<ol style="list-style-type: none"> 1 町対策本部に関すること。 2 町対策本部長又は町対策本部会議からの指示又は指令等に係る伝達に関すること。 3 各機関が行う町域内の国民保護措置の総合調整に関すること。 4 各課の総合調整に関すること。 5 被害状況、各課対応状況の総合的把握に関すること。 6 自衛隊、関係機関への派遣要請に関すること。 7 防災行政無線等の運用に関すること。 8 緊急通報の伝達及び通知に関すること。 9 警戒区域の設定及び措置に関すること。 10 警報の伝達に関すること。 11 避難の指示伝達に関すること。 12 職員動員に関すること。 13 自治会(自主防災組織)に関すること。 14 避難者の避難状況の総合的把握及び報告に関すること。(※広域避難者含む。) 15 危険区域内における避難命令等の発令及び避難後の区域の警戒に関すること。 															

頁	修正前				修正後			
37				<p>14 <u>職員動員及び各部職員の参集状況の把握に関すること。</u></p> <p>15 <u>武力攻撃等災害時における民間輸送車両の確保に係る群馬県運輸支局との連絡調整に関すること。</u></p> <p>16 <u>各分団内の総合調整に関すること。</u></p> <p>17 <u>損失補償関連の調査報告に関すること。</u></p> <p>18 <u>緊急必要機材等の補給に関すること。</u></p> <p>19 <u>消防団の指揮連絡に関すること。</u></p> <p>20 <u>各分団の経理に関すること。</u></p> <p>21 <u>各武力攻撃等災害現場の情報の収受に関すること。</u></p> <p>22 <u>各武力攻撃等災害の被害、損害の調査に関すること。</u></p> <p>23 <u>危険物の処理に関すること。</u></p> <p>24 <u>輸送車両の確保並びに車両の配車に関すること。</u></p> <p>25 <u>消防用機械器具の修理及び緊急調整に関すること。</u></p> <p>26 <u>燃料等の配給及び緊急調達に関すること。</u></p> <p>27 <u>武力攻撃等災害時における障害物の除去に関すること。</u></p> <p>28 <u>武力攻撃等災害に係る水害等の被害概況報告に関すること。</u></p> <p>29 <u>火災・その他災害の警戒及び応援に関すること。</u></p> <p>30 <u>警報の発令に関すること。</u></p> <p>31 <u>消防活動状況の連絡に関すること。</u></p> <p>32 <u>各消防団の相互応援に関すること。</u></p> <p>33 <u>消防団員の召集に関すること。</u></p> <p>34 <u>消防通信に関すること。</u></p> <p>35 <u>気象注意報、警報等の伝達に関すること。</u></p>		総務班 (人事行政室長)	人事行政室	<p>16 <u>避難者の誘導に関すること。</u></p> <p>17 <u>避難者の避難状況のとりまとめ及び報告に関すること。</u></p> <p>18 <u>し尿に関する業者等との連絡調整に関すること。</u></p> <p>19 <u>仮設トイレの調達・設置・管理に関すること。</u></p> <p>20 <u>消防団の指揮連絡に関すること。</u></p> <p>21 <u>情報関連システム全般への対応に関すること。</u></p> <p>22 <u>武力攻撃等災害復旧対策の総合調整に関すること。</u></p> <p>23 <u>武力攻撃等災害時における物資の確保、調達、配分及び配送に関すること。</u></p> <p>1 <u>本部長及び副本部長の秘書に関すること。</u></p> <p>2 <u>議員視察団、陳情、見舞者等の対応及び接遇に関すること。</u></p> <p>3 <u>職員の派遣に関すること。</u></p> <p>4 <u>職員の労務、処遇、公務災害補償に関すること。</u></p> <p>5 <u>職員及び家族の被災状況の把握に関すること。</u></p> <p>6 <u>各課職員の参集状況の把握に関すること。</u></p> <p>7 <u>県及び他自治体への応援要請及び受入れ、配置に関すること。</u></p> <p>8 <u>武力攻撃等災害対策従事職員及び協力団体等の処遇及び食糧の調達・給付に関すること。</u></p> <p>9 <u>住民等の権利利益の救済に関すること。</u></p>

頁	修正前				修正後			
				<p>ること。</p> <p>36 武力攻撃等災害による火災その他災害の鎮圧・警戒活動に関すること。</p> <p>37 救急業務に関すること。</p> <p>38 消防団員並びに必要な資材等の輸送に関すること。</p> <p>39 武力攻撃等災害における人命救助及び避難誘導に関すること。</p>				<p>10 応援職員の輸送に関すること。</p> <p>11 臨時被災者相談所の設営に関すること。</p> <p>12 相談事項処理のための各班への要請及び住民相談等の状況を応急情報として本部に報告すること。</p> <p>13 武力攻撃等災害時における民間輸送車両の確保に係る連絡調整に関すること。</p>
		住民参加推進室		<p>1 課内の総合調整に関すること。</p> <p>2 課内の武力攻撃等災害情報の取りまとめに関すること。</p> <p>3 ゴミ、し尿及び家屋廃棄物に係る武力攻撃等災害情報の収集に関すること。</p> <p>4 ゴミ、し尿及び家屋廃棄物に係る運搬及び処分に関すること。</p> <p>5 ゴミ、し尿等に関する関係機関、業者との連絡調整に関すること。</p> <p>6 被災地域の死亡獣畜の処理に関すること。</p> <p>7 武力攻撃等災害による公害防止対策に関すること。</p> <p>8 防疫に関わる連絡調整に関すること。</p> <p>9 仮設便所の管理に関すること。</p> <p>10 臨時被災者相談所の設営に関すること。</p> <p>11 相談事項処理のための各班への要請及び住民相談等の状況を応急情報として本部に報告すること。</p> <p>12 武力攻撃等災害復旧対策の総合調整に関すること。</p>	広報班 (企画室長)		企画室	<p>1 武力攻撃等災害に関する広報広聴活動に関すること。</p> <p>2 被害、対策状況等の写真撮影及び記録・保存、整理に関すること。</p> <p>3 国、県、報道機関への情報提供及び報道依頼に関すること。</p> <p>4 報道機関との連絡調整に関すること。</p> <p>5 避難所の開設、管理及び運営並びに避難者の収容に関すること。</p>
					企画財政課 (企画財政課長)	財政班 (財政室長)	財政室	<p>1 武力攻撃等災害対策に係る物品、応急資機材の調達・貸借及び工事等の契約・監理に関すること。</p> <p>2 ガソリン・灯油等燃料不足への対応に関すること。</p> <p>3 武力攻撃等災害対策に係る予算の調整及び編成に関すること。</p> <p>4 義援金配分委員会の指示による義援金の管理・運用に関すること。</p> <p>5 町庁舎の点検、整備及び復旧に関すること。</p> <p>6 普通財産の被災状況調査及び応急対策に関すること。</p> <p>7 公用車の集中管理及び配車並びに自動車の借り上げに関すること。</p> <p>8 電話交換業務及び庁内放送に関すること。</p> <p>9 その他武力攻撃等災害時における</p>

頁	修正前				修正後			
38		町民班	町民サービス室	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難者の避難状況の総括的掌握及び報告に関すること。 2 危険区域内における避難命令等の発令及び避難後の区域の警戒に関すること。 3 避難者の誘導に関すること。 4 避難者の避難状況のとりまとめ及び報告に関すること。 5 死者、負傷者、行方不明者の集約及び報告に関すること。 6 遺体の収容の協力に関すること。 7 死体の埋火葬手続きに関すること。 	住民課 (住民課長)	町民班 (住民環境室長)	住民環境室	<p>経理に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 遺体の収容の協力に関すること。 2 死体の埋火葬手続きに関すること。 3 ごみ等に関する関係機関、業者との連絡調整に関すること。 4 被災地域の死亡獣畜の処理に関すること。 5 武力攻撃等災害による公害防止対策に関すること。 6 原子力施設事故が発生した場合のモニタリング体制に関すること。 7 死者、負傷者、行方不明者の集約及び報告に関すること。
	総務政策課 (総務政策課長)	総務管理班	政策室	<ul style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 議員視察団、陳情、見舞者等の対応及び接遇に関すること。 			保険室	<ul style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険の医療窓口事務に関すること。 2 避難所の開設、管理及び運営並びに避難者の収容に関すること。
			庶務行政室	<ul style="list-style-type: none"> 1 職員の派遣に関すること。 2 職員の労務処遇及び公務災害補償に関すること。 3 武力攻撃等災害派遣職員の受入れ、配置に関すること。 4 武力攻撃等災害対策従事職員及び協力団体等の処遇及び食糧の調達・給付に関すること。 5 住民等の権利利益に関すること。 6 武力攻撃等災害に関する広報公聴活動に関すること。 7 被害、対策状況等の写真撮影及び記録・保存整理に関すること。 8 国、県、報道機関への情報提供及び報道依頼に関すること。 9 報道機関との連絡調整に関すること。 	健康福祉課 (健康福祉課長)	福祉班 (福祉室長)	介護高齢室	<ul style="list-style-type: none"> 1 福祉施設利用者の避難確認及び救護に関すること。 2 高齢者及び障害者等の被災状況及び避難生活の把握・報告に関すること。 3 避難所の開設、管理及び運営並びに避難者の収容に関すること。
							福祉室	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活困窮者等に対する保護及び救助に関すること。 2 義援金品の受入れに関すること。 3 福祉施設利用者の避難確認及び救護に関すること。 4 福祉施設の被災状況調査及び応急対策に関すること。 5 高齢者及び障害者等の避難・救護に関すること。

頁	修正前				修正後			
39	財務課 (財務課長)	財政班	財政室	<p>1 武力攻撃等災害対策に係る予算の調整、編成及び執行管理に関すること。</p> <p>2 武力攻撃等災害に係る費用の概算及び精算事務の指導、総括に係ること。</p> <p>3 義援金配分委員会の指示による義援金の管理・運用に関すること。</p> <p>4 武力攻撃等災害対策に必要な現金の調達及び保管出納に関すること。</p> <p>5 その他災害武力攻撃等災害時における経理に関すること。</p> <p>6 町庁舎の点検整備及び復旧に関すること。</p> <p>7 普通財産の被災状況調査及び応急対策に関すること。</p> <p>8 応援職員の輸送に関すること。</p> <p>9 公用車の集中管理及び配車並びに自動車の借りに関すること。</p> <p>10 電話交換業務及び庁内放送に関すること。</p> <p>11 武力攻撃等災害関係応急対策資機材の備蓄整備管理及び払出しに関すること。</p> <p>12 武力攻撃等災害時における応急主要食糧の確保、配分及び配送に関すること。</p> <p>13 武力攻撃等災害時における被服、寝具等生活必需物資の確保、調達、配分及び配送に関すること。</p> <p>14 救助物資の保管及び受け払いに関すること。</p> <p>15 住民等の権利利益の救済に関すること。</p> <p>16 町営住宅の被害状況調査、危険防止及び応急対策に関すること。</p>		医療保健班 (健康づくり室長)	健康づくり室	<p>6 避難所の開設、管理及び運営並びに避難者の収容に関すること。</p> <p>7 避難所における男女ニーズの違い等の把握・報告に関すること。</p> <p>8 町社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）との連絡調整に関すること。</p> <p>1 被災者の医療、助産及び防疫・救護に関すること。</p> <p>2 医療救護所の開設及び運営に関すること。</p> <p>3 救護班編成、救護所への医師等の派遣及び救護班との連絡調整に関すること。</p> <p>4 救護所の被災傷病者の把握に関すること。</p> <p>5 救護班活動の把握、救護班活動継続の必要の有無の判定及びこれらの報告に関すること。</p> <p>6 保健センター利用者の避難確認及び救護並びに被害状況の把握、報告及び警戒に関すること。</p> <p>7 町内医療機関の被害状況の把握及報告に関すること。</p> <p>8 救護班・医療要員・医療用資機材・医薬品等の県、近隣市町村、関係機関等への協力・支援要請に関すること。</p> <p>9 常備薬の調達、管理及び医薬品の供給確保並びに薬剤師会との連絡調整に関すること。</p> <p>10 医療機関との連絡調整に関すること。</p> <p>11 遺体の検案及び処理の協力に関すること。</p> <p>12 防疫に関わる連絡調整に関すること。</p>

頁	修正前			修正後				
40			税務室	<ul style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃等事態における物流拠点の開設、管理及び運営に関すること。 2 被害状況の調査、集計、報告に関すること。 3 町税減免等の災害時の税制措置に関すること。 4 罹災証明の発行に関すること。 				13 避難所の開設、管理及び運営並びに避難者の収容に関すること。
	会計課 (会計課長)	契約班		<ul style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃等災害対策に係る物品、応急資機材の調達・貸借及び工事等の契約・管理に関すること。 			子育て支援室	<ul style="list-style-type: none"> 1 福祉施設利用者の避難確認及び救護に関すること。 2 福祉施設の被災状況調査及び応急対策に関すること。 3 児童福祉施設入所児童及び児童福祉施設利用者の避難確認及び救護に関すること。 4 乳幼児及び妊産婦の救護に関すること。 5 被災児童の児童福祉に関すること。 6 臨時保育所の開設に関すること。 7 避難所の開設、管理及び運営並びに避難者の収容に関すること。
	健康福祉課 (健康福祉課長)	保険福祉班	保険室	<ul style="list-style-type: none"> 1 課内各班の総合調整に関すること。 2 生活困窮者等に対する保護及び救助に関すること。 3 義援金品の受入れに関すること。 4 福祉施設利用者の避難確認及び救護に関すること。 5 福祉施設の被災状況調査及び応急対策に関すること。 6 被災者の収容施設、緊急移送等の手配に関すること。 	産業観光課 (産業観光課長)	産業班 (産業振興室長 (道の駅振興推進室長))	産業振興室	<ul style="list-style-type: none"> 1 中小企業等の武力攻撃等災害状況調査及び応急対策に関すること。
			福祉室	<ul style="list-style-type: none"> 1 高齢者及び障害者等の救護に関すること。 2 高齢者及び障害者等の被災状況及び避難生活の把握・報告に関すること。 3 児童福祉施設入所児童及び児童福祉施設利用者の避難確認及び救護に関すること。 4 乳幼児及び妊産婦の救護 5 被災児童の児童福祉に関すること。 6 臨時保育所の開設に関すること。 			農業振興室	<ul style="list-style-type: none"> 1 農林産業関係に係る武力攻撃等災害情報収集に関すること。 2 農林産物、特産物等関係被害の応急対策に関すること。 3 武力攻撃等災害による農地及び農林産施設等の応急対策に関すること。 4 武力攻撃等災害時における農作物用農薬及び肥料、飼料の供給、指導に関すること。 5 武力攻撃等災害時における家畜等の防疫診断に関すること。 6 農林産物及び農林産施設被害に関する助成及び金融措置に関すること。

頁	修正前				修正後			
40	医療班	健康づくり室	1 被災者の医療、助産及び防疫・救護に関すること。 2 医療救護所の開設及び運営に関すること。 3 救護班編成、救護所への医師等の派遣及び救護班との連絡調整に関すること。 4 救護所の被災傷病者の把握に関すること。 5 救護班活動の把握、救護班活動継続の必要の有無の判定及びこれらの報告に関すること。 6 保健センター利用者の避難確認及び救護並びに被害状況の把握、報告及び警戒に関すること。 7 町内医療機関の被害状況の把握及び報告に関すること。 8 救護班・医療要員・医療用資機材・医薬品等の県、近接市町村、関係機関等への協力・支援要請に関すること。 9 常備薬の調達、管理及び医薬品の供給確保並びに薬剤師会との連絡調整に関すること。 10 医療機関及び県保健福祉事務所との連絡調整に関すること。 11 遺体の検案及び処理の協力に関すること。	建設課 (建設課長)	建設班 (都市建設室長)	都市建設室	1 建物及び宅地の危険度判定に関すること。 2 被災住宅、ブロック塀等の応急対策支援に関すること。 3 応急仮設住宅建設用地の選定及び確保に関すること。 4 応急仮設住宅の建設及び修理に関すること。 5 町営住宅の被害状況調査、危険防止及び応急対策に関すること。	
						用地管理室	1 道路、橋梁、河川、ため池及び水路等の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 道路の通行止め及び迂回路の設定等に関すること。 3 急傾斜地及びがけ崩れ等の状況調査及び応急対策に関すること。 4 土木建設業者への協力要請及び資機材の確保等に関すること。 5 公園の被害状況調査及び応急対策に関すること。	
					調査班 (税務室長)	税務室	1 被害状況の調査、集計、報告に関すること。 2 町税減免等の災害時の税制措置に関すること。 3 罹災証明の発行に関すること。	
41	産業建設課 (産業建設課長)	産業班	産業振興室 農業委員会	1 課内の総合調整に関すること。 2 課内の武力攻撃等災害情報の取りまとめに関すること。 3 中小企業等の武力攻撃等災害状況調査及び応急対策に関すること。 4 生活必需品の需給の把握に関すること。 5 生活必需品関係業者等への協力要請に関すること。	税務会計課 (税務会計課長)	出納班 (税務会計課長)	審査出納係	1 武力攻撃等災害対策に係る予算の執行管理に関すること。 2 武力攻撃等災害に係る費用の概算及び精算事務の指導、総括に関すること。 3 武力攻撃等災害救助金の保管出納に関すること。 4 武力攻撃等災害対策に必要な現金の調達及び保管出納に関すること。 5 武力攻撃等災害救助金の保管出納に関すること。

頁	修正前				修正後			
				<p>6 <u>生活資金の貸付、経営資金等の融資、相談及び斡旋に関すること。</u></p> <p>7 <u>農畜水産業関係に係る武力攻撃等災害情報収集に関すること。</u></p> <p>8 <u>農畜水産物、特産物の応急対策に関すること。</u></p> <p>9 <u>武力攻撃等災害による農地及び農畜産施設等の応急対策に関すること。</u></p> <p>10 <u>武力攻撃等災害時における農作物用農薬及び肥料、飼料の供給、指導に関すること。</u></p> <p>11 <u>武力攻撃等災害時における家畜等の防疫診断に関すること。</u></p> <p>12 <u>農畜水産物及び農畜産施設被害に関する助成及び金融措置に関すること。</u></p> <p>13 <u>応急食糧等の調達に関すること。</u></p> <p>14 <u>被災農業共同組合等の指導に関すること。</u></p>	<p>上下水道課 (上下水道課長)</p>	<p>上水道班 (上水道室長)</p>	<p>上水道室</p>	<p>1 <u>応急給水要請及び応急復旧要請に関すること。</u></p> <p>2 <u>上水道関係の武力攻撃等による被害状況の収集及び報告に関すること。</u></p> <p>3 <u>水道施設及び給水施設の武力攻撃等による被害状況調査及び応急対策に関すること。</u></p> <p>4 <u>応急給水に関すること。</u></p> <p>5 <u>関係水道事業者との連絡調整に関すること。</u></p> <p>6 <u>給水応援隊の対応に関すること。</u></p>
						<p>下水道班 (下水道室長)</p>	<p>下水道室</p>	<p>1 <u>下水道施設の武力攻撃等による被害状況調査及び応急対策に関すること。</u></p> <p>2 <u>農業集落排水処理施設の被害及び応急対策関係業務等に関すること。</u></p> <p>3 <u>下水道関係事業者への協力要請及び資機材等に関すること。</u></p>
	<p>建設班</p>	<p>都市建設室</p>		<p>1 <u>武力攻撃等災害による道路、橋梁、河川及び水路等の被害状況調査及び応急対策に関すること。</u></p> <p>2 <u>道路の通行止め及び迂回路の設定等に関すること。</u></p> <p>3 <u>道路、河川等における障害物の除去に関すること。</u></p> <p>4 <u>武力攻撃等災害による急傾斜地及び崖崩れ等の状況調査に及び応急対策に関すること。</u></p> <p>5 <u>武力攻撃等災害による建物及び宅地の危険度判定に関すること。</u></p> <p>6 <u>水防活動に関すること。</u></p> <p>7 <u>土木建設業者への協力要請及び資機材の確保等に関すること。</u></p>	<p>教育委員会事務局 (教育委員会事務局長)</p>	<p>教育管理・指導班 (教育総務室長)</p>	<p>教育総務室</p>	<p>1 <u>応急時における学校教育及び学校給食に関すること。</u></p> <p>2 <u>学校施設の被災状況調査・報告に関すること。</u></p>
							<p>学校教育室</p>	<p>1 <u>児童・生徒の避難確認及び救護に関すること。</u></p>
							<p>生涯学習室</p>	<p>1 <u>武力攻撃による文化財の被災状況調査及び応急対策に関すること。</u></p> <p>2 <u>武力攻撃等による社会体育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。</u></p> <p>3 <u>武力攻撃等災害時物資集積場所の開設・運営の協力に関すること。</u></p> <p>4 <u>避難所の開設、管理及び運営並びに避難者の収容に関すること。</u></p> <p>5 <u>社会教育施設の利用者の避難確認及び救護に関すること。</u></p>

頁	修正前				修正後			
42			<p>用地管理室</p>	<p>1 武力攻撃等災害対策に必要な労務の調達、確保及び供給に関すること。 2 被災住宅、ブロック塀等の応急対策支援に関すること。 3 応急仮設住宅建設用地の選定及び確保に関すること。 4 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関すること。 5 公園・緑地の被害状況調査及び応急対策に関すること。</p>	<p>議会事務局 (議会事務局長)</p>	<p>協力班 (議会事務局長)</p>		<p>6 社会教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 1 他課(班)の応援に関すること。</p>
	<p>上下水道課 (上下水道課長)</p>	<p>上水道班</p>	<p>上水道室</p>	<p>1 課内各班の総合調整に関すること。 2 応急給水要請及び応急復旧要請に関すること。 3 上下水道関係の武力攻撃等による被害状況の収集及び報告に関すること。 4 水道施設及び給水施設の武力攻撃等による被害状況調査及び応急対策に関すること。 5 給水車、武力攻撃等災害時に稼動可能な井戸等による応急給水に関すること。 6 消火栓の使用及び臨時給水に関すること。 7 指定給水装置工事事業者との連絡調整に関すること。 8 近接市町村からの給水応援隊の対応に関すること。 9 その他課内各班に属さない事項に関すること。</p>	<p>消防団 (消防団長)</p>			<p>1 武力攻撃等災害の情報収集に関すること。 2 武力攻撃等災害における人命救助及び避難誘導・行方不明者の捜索に関すること。 3 武力攻撃等災害による火災その他災害の鎮圧・警戒活動に関すること。 4 武力攻撃等災害時における障害物の除去に関すること。</p>

頁	修正前				修正後
	下水道班	下水道室		<p>1 下水道施設の武力攻撃等による被害等による被害状況調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2 下水道関係業者への協力要請及び機材等に関すること。</p> <p>3 仮設便所の設置に関すること。</p>	
	教育委員会事務局 (教育委員会事務局長)	教育管理・指導班	学校教育室	<p>1 応急時における学校教育に関すること。</p> <p>2 児童・生徒の避難確認及び救護に関すること。</p> <p>3 学校施設の被災状況調査・報告に関すること。</p> <p>4 児童生徒及び保護者の被害調査・報告及び応急対策に関すること。</p> <p>5 避難所の開設、管理及び運営並びに避難者の収容に関すること。</p> <p>6 社会教育施設の利用者の避難確認及び救護に関すること。</p> <p>7 社会教育施設の被害者状況調査及び応急対策に関すること。</p>	
学校給食センター			<p>1 応急時における学校給食に関すること。</p> <p>2 武力攻撃等災害時物資集積所の開設・運営の協力に関すること。</p> <p>3 炊き出しに関すること。</p>		
生涯学習室			<p>1 教育委員会内の総合調整に関すること。</p> <p>2 社会体育施設の利用者の避難確認及び救護に関すること。</p> <p>3 武力攻撃等による社会体育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。</p> <p>4 避難所の開設、管理及び運営並びに避難者の収容に関すること。</p> <p>5 武力攻撃による文化財の被災状況調査及び応急対策に関すること。</p>		

頁	修正前				修正後
	議会事務局 (議会事務局長)	協力班		<u>1 他の課(班)の応援に関するこ と。</u> <u>2 避難者の誘導に関するこ と。</u>	
42	<p>(4) 町対策本部における広報等 (略)</p> <p>① 広報責任者の設置 武力攻撃事態等において住民等に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「<u>広報責任者</u>」を設置します。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 町現地対策本部の設置 (略)</p> <p>町現地対策本部長や町現地対策本部員は、<u>町対策副本部長</u>、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てます。</p>				<p>(4) 町対策本部における広報等 (略)</p> <p>① 広報責任者の設置 武力攻撃事態等において住民等に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「<u>広報責任者</u>」(<u>原則として企画財政課長</u>)を設置します。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 町現地対策本部の設置 (略)</p> <p>町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てます。</p>
43	<p>(6) 現地調整所の設置 (略)</p>				<p>(6) 現地調整所の設置 (略)</p>

頁	修正前	修正後
43	<p>【現地調整所の組織編成例】</p> <p>町対策本部</p> <p>町現地対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県等から提供された情報伝達 ・現地調整所への職員派遣 <p>現地調整所 (情報の共有・活動内容の調整)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 ・消防機関 ・町 ・自衛隊 ・県警察 ・医療機関 <ul style="list-style-type: none"> ・現地の対応状況の報告 ・関係機関から入手した情報の報告 	<p>【現地調整所の組織編成例】</p> <p>町対策本部</p> <p>町現地対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県等から提供された情報伝達 ・現地調整所への職員派遣 <p>現地調整所 (情報の共有・活動内容の調整)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 ・消防機関 ・町 ・自衛隊 ・県警察 ・医療機関 <ul style="list-style-type: none"> ・現地の対応状況の報告 ・関係機関から入手した情報の報告 <p>○各期間の能力（人員、装備等）に応じて次の活動が効果的に行われるよう調整する。 ・消火・救助・救急・交通の規制・原因物質の除去、除染等 ○各期間の連携体制を構築する。 ○相互の情報により、必要な警戒区域を設定する。 ○情報共有するもののうち、特に活動する隊員の安全に関する情報は、常に最新のものとなるよう努める。</p>
	<p>(追加)</p>	<p>【現地調整所の役割について】</p> <p>① 現地調整所は、現場に到達した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を行います。</p> <p>② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置します。</p>

頁	修正前	修正後
		<p>③ <u>現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、提示又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ります。</u></p> <p>④ <u>現地調整所については、必要と判断した場合には、町における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う町が積極的に設置します。他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、町の職員を積極的に参画させます。</u></p>
44	<p>(7) 町対策本部長の権限</p> <p>⑤ <u>町教育委員会に対する措置の実施の求め</u></p> <p><u>町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めます。</u></p> <p><u>この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行います。</u></p>	<p>(7) 町対策本部長の権限</p> <p><u>(削除)</u></p>
44	<p>2 通信の確保</p> <p>(1) 情報通信手段の確保</p> <p>町は、携帯電話、<u>衛星携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等</u>により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を県の対応に準じ、確保します。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策</p> <p>町は、武力攻撃事態等における<u>通信輻輳</u>により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努めます。</p>	<p>2 通信の確保</p> <p>(1) 情報通信手段の確保</p> <p>町は、携帯電話、<u>町防災行政無線、インターネット等</u>により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を県の対応に準じ、確保します。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策</p> <p>町は、武力攻撃事態等における<u>無線交信の混雑</u>により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努めます。</p>

頁	修正前	修正後
46	<p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(2) 町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図ります。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行います。</p>	<p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(2) 町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図ります。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行います。</p> <p><u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めます。</u></p>
50	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>1 警報の内容の伝達等</p> <p><u>(1) 警報の内容の伝達</u></p> <p>① <u>町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民等や関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達します。</u></p> <p>② <u>町は、県との役割分担に応じ、県が平素から情報収集した大規模集客等施設に警報の内容を伝達します。</u></p> <p><u>(2) 警報の内容の通知</u></p> <p>① <u>町は、町の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知します。</u></p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達及び通知</p> <p><u>(1) 基本的な考え方として、町は、所有しているあらゆる広報媒体を活用し、速やかに町民、関係団体、県が平素から情報収集した大規模集客等施設に警報の伝達及び通知を一体的に行います。</u></p> <p><u>自主防災組織、消防団、民生・児童委員、県警察と連携し、避難行動要支援者に対する伝達に留意します。</u></p> <p><u>(2) 警報の内容の伝達方法については、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達されます。町長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達します。</u></p> <p>① <u>群馬県内で武力攻撃が迫り、又は武力攻撃が発生した場合</u></p> <p><u>防災行政無線により、国が定めたサイレン等により注意喚起するとともに、警報が発令されたことを周知します。また、ホームページ等によ</u></p>

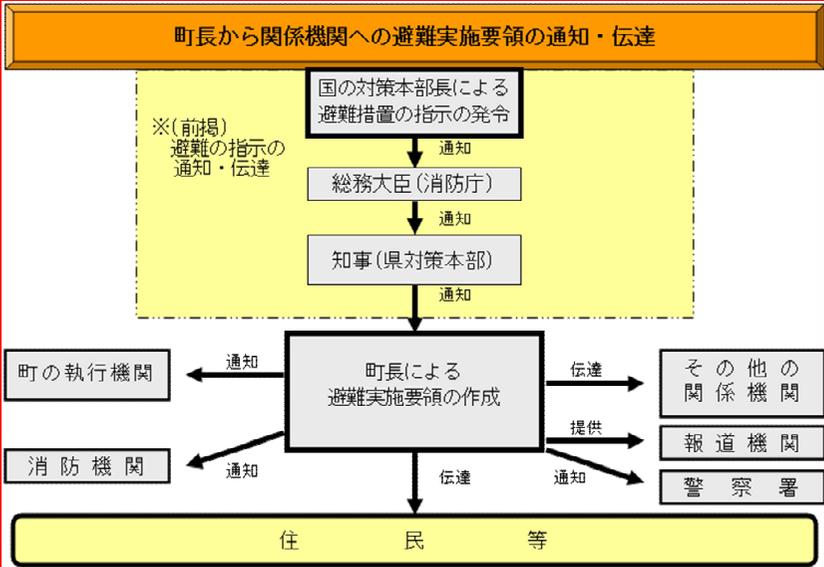
頁	修正前	修正後
51	<p>② 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページ (http://www.town.yoshioka.gunma.jp/) に警報の内容を掲載します。</p> <p>※町長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。</p> <div data-bbox="208 448 1093 1107" data-label="Diagram"> <p>※ 町長は、ホームページ (http://www.town.yoshioka.gunma.jp/) に警報の内容を掲載 ※ 警報の伝達に当っては、防災行政無線のほか拡声器を活用することにより行います。</p> </div> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行います。</p> <p>① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合</p> <p>この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めた</p>	<p>る情報伝達に加え、国や県による情報発信方法を踏まえて、緊急速報メール、広報車による対応を検討します。</p> <p>② 群馬県外で武力攻撃が迫り、又は武力攻撃が発生した場合 防災行政無線、ホームページ、広報車等により、情報を伝達します。 近県で発生した場合は、県内発生と同様の対応を検討します。</p> <p>(3) 町は、自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備します。この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮します。</p> <p>また、町は、県警察の交番、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が明確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図ります。</p> <p>(4) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携のもとで、避難行動要支援者名簿を活用するほか、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努めます。</p> <p>(5) 町は県が平素から情報収集した大規模集客等施設に警報の内容を伝達します。</p>

頁	修正前	修正後
	<p><u>サイレンを最大音量で吹鳴して住民等に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知します。</u></p> <p>② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合</p> <p>ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図ります。</p> <p>イ なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民等に周知を図ります。</p> <p>また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用します。</p> <p>(2) <u>町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備します。</u></p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮します。</p> <p>また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図ります。</p>	<p><u>(6) 警報の解除の伝達については、発令と同様に行い、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととします。(その他は警報の発令の場合と同様とします。)</u></p> <p><u>(7) 緊急通報の住民等や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とします。</u></p> <p><u>※緊急通報・・・国民保護法第99条に基づき県知事が発令</u></p> <p><u>(警報の発令)</u></p> <p><u>第44条 対策本部長は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、基本指針及び対処基本方針で定めるところにより、警報を発令しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の警報に定める事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>一 武力攻撃事態等の現状及び予測</u></p> <p><u>二 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域</u></p> <p><u>三 前二号に掲げるもののほか、住民及び公私の団体に対し周知させるべき地域</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、第一項の規定により警報を発令する場合において、前項二号の地域に該当する地域を特定することができないときは、同号の事項を定めることを要しない。</u></p> <p><u>(市町村長による警報の伝達等)</u></p> <p><u>第47条 市町村長は、前条の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関その他の関係機関に通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、市町村長は、サイレン、防災行政無線その他の手段を活用し、できる限り速やかに、同項の通知の内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 都道府県警察は、市町村と協力し、第一項の通知の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう</u></p>

頁	修正前	修正後
	<p><u>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努めます。</u></p> <p><u>(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととします。(その他は警報の発令の場合と同様とします。)</u></p> <p>3 緊急通報の伝達及び通知</p> <p><u>緊急通報の住民等や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とします。</u></p>	<p><u>努めなければならない。</u></p>
52	<p>第2 避難住民等の誘導等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民等の誘導を行うこととします。町が住民等の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民等の誘導について、以下のとおり定めます。</p> </div> <p>1 避難の指示の通知・伝達</p> <p>(略)</p> <p><u>※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。</u></p>	<p>第2 避難住民等の誘導等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民等の誘導を行うこととなります。町が住民等の生命、身体、財産を守るために重要な業務であることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民等の誘導について、以下のとおり定めます。</p> </div> <p>1 避難の指示の通知・伝達</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>

頁	修正前	修正後
	<p style="text-align: center;">町長から関係機関への避難の指示の通知・伝達</p> <p>※ 町長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行います。</p>	<p>(削除)</p>
<p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) 避難実施要領の策定</p> <p>町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した<u>避難実施要領のモデル</u>を参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、<u>各執行機関、</u>消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定します。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難実施要領の作成にあたっての主な留意事項</p> <p>町は、避難実施要領を作成するときは、次の点に留意します。</p> <p>ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて法定事項を簡条書きにするなど、避難実施要領を<u>簡潔な内容とすることもあります。</u></p>	<p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) 避難実施要領の策定</p> <p>町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した<u>避難実施要領のパターン</u>を参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定します。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難実施要領の作成にあたっての主な留意事項</p> <p>町は、避難実施要領を作成するときは、次の点に留意します。</p> <p>ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて法定事項を簡条書きにするなど、避難実施要領を<u>簡潔な内容なものとし</u>ます。</p>	

頁	修正前	修正後
53	<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) 集合後の自治会や近隣住民間での安否確認、災害時要援護者への配慮事項など、集合にあたっての避難住民等が留意すべき事項を記載します。</p> <p>なお、高齢者、障害者など災害時要援護者の所在を確認して避難を促します。</p> <p>(カ) (略)</p> <p>(キ) 避難住民等の避難誘導が速やかにかつ円滑に行えるよう、関係職員、消防職団員の配置や担当業務を明示するとともに、その連絡先などを記載します。</p> <p>(ク) 高齢者、障害者など、災害時要援護者の避難誘導を円滑に実施するため、対応方法を記載します。</p> <p>(ケ) (略)</p> <p>(コ) (略)</p> <p>(サ) (略)</p> <p>(シ) (略)</p> <p>(3) 避難実施要領の策定における考慮事項</p> <p><u>避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮します。</u></p> <p><u>① 避難の指示の内容の確認</u></p> <p><u>(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)</u></p> <p><u>② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)</u></p> <p><u>(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)</u></p> <p><u>③ 避難住民等の概数把握</u></p> <p><u>④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による輸送))</u></p>	<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) 集合後の自治会や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項など、集合にあたっての避難住民等が留意すべき事項を記載します。</p> <p>なお、高齢者、障害者など避難行動要支援者の所在を確認して避難を促します。</p> <p>(カ) (略)</p> <p>(キ) 避難住民等の避難誘導が速やかにかつ円滑に行えるよう、町職員、消防団員の配置や担当業務を明示するとともに、その連絡先などを記載します。</p> <p>(ク) 高齢者、障害者など、災害時要援護者の避難誘導を円滑に実施するため、対応方法を記載します。</p> <p>(ケ) (略)</p> <p>(コ) (略)</p> <p>(サ) (略)</p> <p>(シ) (略)</p> <p>(削除)</p>

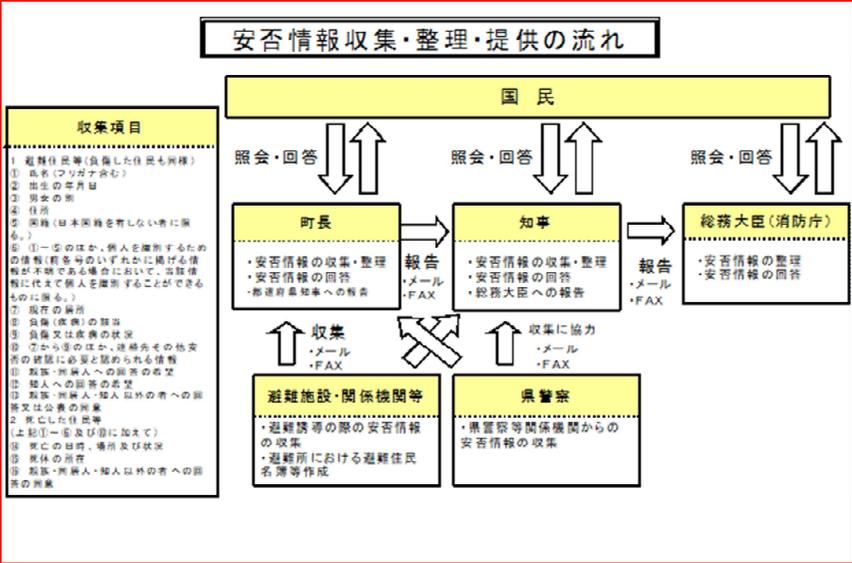
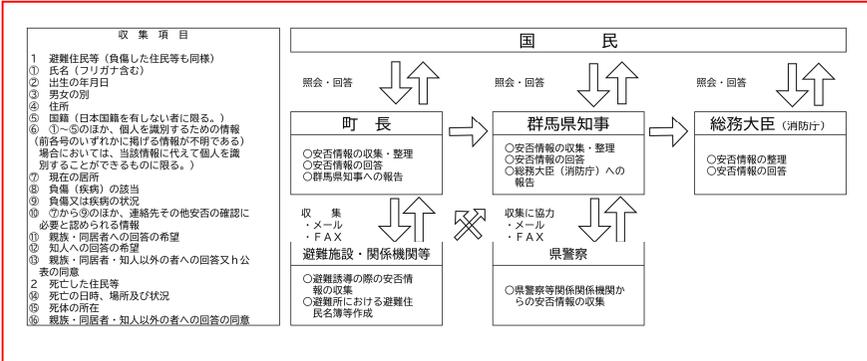
頁	修正前	修正後
	<p>⑤ <u>輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）</u> <u>（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）</u></p> <p>⑥ <u>要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置）</u></p> <p>⑦ <u>避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）</u></p> <p>⑧ <u>職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）</u></p> <p>⑨ <u>関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）</u></p> <p>⑩ <u>自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）</u></p> <p>(4) (略)</p>  <pre> graph TD Title[町長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達] Title --- Box1[町の執行機関] Title --- Box2[消防機関] Title --- Box3[住民等] subgraph "※(前掲) 避難の指示の通知・伝達" A[国の対策本部長による 避難措置の指示の発令] -- 通知 --> B[総務大臣(消防庁)] B -- 通知 --> C[知事(県対策本部)] end C -- 通知 --> D[町長による 避難実施要領の作成] D -- 通知 --> Box1 D -- 通知 --> Box2 D -- 伝達 --> E[その他の 関係機関] D -- 提供 --> F[報道機関] D -- 通知 --> G[警察署] D -- 伝達 --> Box3 </pre>	<p>(3) (略)</p> <p>(削除)</p>

頁	修正前	修正後
54	<p>3 避難住民等の誘導</p> <p>(1) 町長は、県から避難の指示を受けたときは、避難実施要領で定めるところにより、<u>町の職員並びに消防長及び消防団長</u>を指揮し、避難住民等を誘導します。<u>この場合、町長は、渋川市長（消防本部の管理者）（以下「消防本部管理者」という。）に対し、消防長へ必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図ります。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行います。ただし、緊急の場合には、この限りではありません。</u></p> <p>また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図ります。また、職員には、住民等に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、<u>防災服、腕章、旗、特殊標章等</u>を携行させます。</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な<u>災害時要援護者</u>の人員輸送車両等による輸送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民等の誘導を行います。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民等の誘導を行うとともに、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行います。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>3 避難住民等の誘導</p> <p>(1) 町長は、県から避難の指示を受けたときは、避難実施要領で定めるところにより、<u>町の職員及び消防団長</u>を指揮し、避難住民等を誘導します。<u>(削除)</u></p> <p>また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図ります。また、職員には、住民等に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、<u>腕章、特殊標章等</u>を携行させます。</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な<u>避難行動要支援者</u>の人員輸送車両等による輸送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民等の誘導を行います。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民等の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行います。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>

頁	修正前	修正後
	<p>(5) (略)</p> <p>(6) 高齢者、障害者等への配慮 町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、<u>災害時要援護者支援班を設置し</u>、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、<u>災害時要援護者</u>への連絡、輸送手段の確保を的確に行います。</p>	<p>(5) (略)</p> <p>(6) 高齢者、障害者等への配慮 町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、<u>避難行動要支援者名簿を活用しながら、避難行動要支援者</u>への連絡、輸送手段の確保を的確に行います。</p>
55	<p>(7)～(12) (略)</p>	<p>(7)～(12) (略)</p>
56	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p>4 避難住民等の受入れ (略)</p>	<p><u>(13) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難</u> <u>大規模集客施設や旅客輸送関連施設等に滞在する者について、町は施設管理者等と連携し、施設の特性に依り、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとします。</u></p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p>4 避難住民等の受入れ (略)</p>
	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>(避難の指示)</u> <u>第54条 避難措置の指示を受けたときは、要避難地域を管轄する都道府県知事は、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに、避難すべき旨を指示しなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、地理的条件、交通事情その他の条件に照らし、当該要避難地域に近接する地域の住民をも避難させることが必要であると認めるときは、当該地域を管轄する市町村長を経由して、当該地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができる。</u> <u>2 都道府県知事は、前項の規定による指示（以下「避難の指示」という。）をするときは、第五十二条第二項各号に掲げる事項のほか、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法を示さなければならない。</u></p>

頁	修正前	修正後
57	<p>(追加)</p> <p>ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合</p> <p>(略)</p> <p>※ <u>ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定されます。</u></p> <p><u>特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要です。</u></p> <p>弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民等は屋内に避難することが基本です。</p> <p><u>(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなります。)</u></p> <p>(略)</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは<u>極めて困難です。このため、</u>弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってきます。</p> <p><u>このため、すべての町の区域に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要があります。</u></p>	<p>5 攻撃パターンによる留意点</p> <p>ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p>弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民等は屋内に避難することが基本です。</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは<u>極めて困難であり、また、</u>弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってきます。</p> <p><u>このため、町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての町の区域に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要があります。</u></p>
58	<p><u>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとします。</u></p>	<p>(削除)</p>

頁	修正前	修正後
	<p>着上陸侵攻の場合</p> <p>① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となります。</p> <p>このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしません。</p> <p>(追加)</p>	<p>着上陸侵攻の場合</p> <p>大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となります。</p> <p>このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づいて行います。</p> <p>航空攻撃の場合</p> <p>弾道ミサイル攻撃と同様の対応とします。</p>
59	<p>第5章 救援</p> <p>1 救援の実施</p> <p>(3) 着上陸侵攻への対応</p>	<p>第5章 救援</p> <p>1 救援の実施</p> <p>(削除)</p>
60	<p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行います。</p> <p>町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請します。</p> <p>(2) 救援における県との連携</p> <p>町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施します。</p>	<p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行います。</p> <p>町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請します。</p> <p>(2) 救援における県との連携</p> <p>町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施します。</p>

頁	修正前	修正後
60	<p>また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意します。</p> <p>(追加)</p>	<p>また、県と連携して、NBC攻撃やBCR攻撃（以下「NBCR攻撃」という。）による特殊な医療活動の実施に留意します。</p> <p>※NBCR攻撃…大量破壊兵器を飼養した攻撃のことを指し、それぞれの英語の頭文字を取って、Nは核兵器、Bは生物兵器、Cは化学兵器、Rは放射能兵器による攻撃のことをいう。</p>
61	<p>第6章 安否情報の収集・提供</p>  <p>1 安否情報の収集</p> <p>(1) 安否情報の収集</p> <p>町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校、大規模事業所等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行います。</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行います。</p>	<p>第6章 安否情報の収集・提供</p>  <p>1 安否情報の収集</p> <p>(1) 安否情報の収集</p> <p>町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している諸学校、大規模事業所等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行います。</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行います。</p>

頁	修正前	修正後
62	<p>2 県に対する報告</p> <p>町は、県への報告に当たっては、<u>原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付します。ただし、</u>事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行います。</p> <p>3 安否情報の照会に対する回答</p> <p>(1) 安否情報の照会の受付</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 安否情報の照会に当たっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（<u>運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等</u>）を照会窓口において提出又は提示させることとします。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>2 県に対する報告</p> <p>町は、県への報告に当たっては、原則として、<u>安否情報システムを利用します。ただし、利用ができない場合は、</u>安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールで県に送付します。<u>また、</u>事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行います。</p> <p>3 安否情報の照会に対する回答</p> <p>(1) 安否情報の照会の受付</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 安否情報の照会に当たっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（<u>運転免許証等</u>）を照会窓口において提出又は提示させることとします。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p>
63	<p>(3) 個人の情報の保護への配慮</p> <p>① (略)</p> <p>② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、<u>安否情報回答責任者</u>が判断します。</p>	<p>(3) 個人の情報の保護への配慮</p> <p>① (略)</p> <p>② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、<u>安否情報回答責任者（原則として、住民課長）</u>が判断します。</p>
64	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p><u>第2 応急措置等</u></p>	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p><u>(削除)</u></p>

頁	修正前	修正後
	<p data-bbox="248 172 1055 352">町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定めます。</p> <p data-bbox="219 403 405 432">1 退避の指示</p> <p data-bbox="230 451 432 480">(1) 退避の指示</p> <p data-bbox="271 499 1122 624">町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民等に対し退避の指示を行います。</p> <p data-bbox="271 643 1122 767">この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行います。</p> <p data-bbox="219 834 533 863">※【退避の指示（一例）】</p> <div data-bbox="226 882 1066 1086" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="253 898 999 975">◎ ○○区の住民等については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。</p> <p data-bbox="253 994 1025 1070">◎ ○○区の住民等については、○○区の△△（一時）避難場所へ退避すること。</p> </div> <p data-bbox="230 1121 640 1150">(2) 【屋内退避の指示について】</p> <p data-bbox="271 1169 1122 1342">町長は、住民等に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示します。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとします。</p> <p data-bbox="271 1361 1122 1390">① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民等が何ら防護手</p>	<p data-bbox="1155 164 1234 193">(削除)</p>

頁	修正前	修正後
	<p><u>段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき</u></p> <p><u>② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき</u></p> <p><u>(3) 退避の指示に伴う措置等</u></p> <p><u>① 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車等により速やかに住民等に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡します。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行います。</u></p> <p><u>退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行います。</u></p> <p><u>② 町長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整及び協力を行います。</u></p> <p><u>(4) 安全の確保等</u></p> <p><u>① 町長は、退避の指示を住民等に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮します。</u></p> <p><u>② 町の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行ったうえで活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できる</u></p>	<p>(削除)</p>

頁	修正前	修正後
	<p><u>よう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行います。</u></p> <p><u>③ 町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させます。</u></p> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>(1) 警戒区域の設定</p> <p><u>町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行います。</u></p> <p>(2) 経過区域の設定に伴う措置等</p> <p><u>① 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定します。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行います。</u></p> <p><u>NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定します。</u></p> <p><u>② 町長は、警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民等に広報・周知します。また、放送事業者に対してその内容を連絡します。</u></p> <p><u>武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じます。</u></p>	<p>(削除)</p>

頁	修正前	修正後
69	<p><u>③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民等が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保します。</u></p> <p><u>④ 町長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整及び協力を行います。</u></p> <p>(3) 安全の確保</p> <p>町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図ります。</p> <p>3 応急公用負担等</p> <p>(1) 町長の事前措置</p> <p>町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じます。</p> <p><u>① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用</u></p> <p><u>② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）</u></p> <p>4 消防に関する措置等</p> <p>(1) 町が行う措置</p> <p>町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等</p>	(削除)

頁	修正前	修正後
70	<p><u>と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じます。</u></p> <p><u>(2) 消防機関の活動</u></p> <p><u>消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民等を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減します。</u></p> <p><u>この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行います。</u></p> <p><u>(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請</u></p> <p><u>町長は、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行います。</u></p> <p><u>(4) 緊急消防援助隊等の応援要請</u></p> <p><u>町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請します。</u></p>	(削除)

頁	修正前	修正後
	<p><u>(5) 消防の応援の受入れ体制の確立</u></p> <p><u>町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行います。</u></p> <p><u>(6) 消防の相互応援に関する出動</u></p> <p><u>町長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行います。</u></p> <p><u>(7) 医療機関との連携</u></p> <p><u>町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行います。</u></p> <p><u>(8) 安全の確保</u></p> <p><u>① 町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行います。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

頁	修正前	修正後
71	<p><u>② その際、町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行います。</u></p> <p><u>③ 被災地以外の町長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行います。</u></p> <p><u>④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動します。</u></p> <p><u>⑤ 町長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとします。</u></p>	(削除)
65	<p>第3 生活関連等施設における災害への対処等</p> <p>1 生活関連等施設の安全確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2 生活関連等施設における災害への対処等</p> <p>1 生活関連等施設の安全確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 町が管理する施設の安全の確保</u></p> <p><u>町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から安全確保のため必要な措置を行います。</u></p> <p><u>この場合において、町長は、必要に応じ、県警察等に対し支援を求めます。</u></p> <p><u>また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講じます。</u></p>

頁	修正前	修正後																	
66	<p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除</p> <p>(1) 危険物質等に関する措置命令</p> <p>町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命じます。</p> <p><u>なお、避難住民等の輸送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行います。</u></p> <p>【危険物質等について町長が命ずることができる対象及び措置】</p> <p>※ <u>下欄の○は、国民保護法第103条第3項により、当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味します。</u></p> <table border="1" data-bbox="241 743 1106 1299"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質の種類</th> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">法第103条第3項 (措置)</th> </tr> <tr> <th>1号</th> <th>2号</th> <th>3号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項の危険物</td> <td>消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市(町村)の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は一の消防本部等所在市(町村)の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの</td> <td style="text-align: center;">消防法第十二条の三</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	物質の種類	区 分	法第103条第3項 (措置)			1号	2号	3号	消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項の危険物	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市(町村)の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は一の消防本部等所在市(町村)の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第十二条の三	○	○	<p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除</p> <p>(1) 危険物質等に関する措置命令</p> <p>町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命じます。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>【危険物質等について町長が命ずることができる対象及び措置】</p> <p><u>(削除)</u></p> <table border="1" data-bbox="1178 727 2085 1445"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ① 町域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)において貯蔵し、又は取り扱うもの(国民保護法施行令第29条) ② 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項の火薬類(建設びょう打銃用空砲、救命索発射銃用空砲及び煙火にかかるものに限る。) ③ 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)を同法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(国民保護法施行令第29条) </td> <td> ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については消防法第12条の3、毒物劇物については国民保護法第103条第3項第1号、火薬類については、火薬類取締法第45条) ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号、火薬類については、火薬類取締法第45条) ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号、火薬類については、火薬取締法第45条) ④ 危険物質等を廃棄した者に対する収去(火薬取締法第45条) </td> </tr> </tbody> </table>	対 象	措 置	① 町域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)において貯蔵し、又は取り扱うもの(国民保護法施行令第29条) ② 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項の火薬類(建設びょう打銃用空砲、救命索発射銃用空砲及び煙火にかかるものに限る。) ③ 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)を同法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(国民保護法施行令第29条)	① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については消防法第12条の3、毒物劇物については国民保護法第103条第3項第1号、火薬類については、火薬類取締法第45条) ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号、火薬類については、火薬類取締法第45条) ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号、火薬類については、火薬取締法第45条) ④ 危険物質等を廃棄した者に対する収去(火薬取締法第45条)
物質の種類	区 分			法第103条第3項 (措置)															
		1号	2号	3号															
消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項の危険物	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市(町村)の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は一の消防本部等所在市(町村)の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第十二条の三	○	○															
対 象	措 置																		
① 町域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)において貯蔵し、又は取り扱うもの(国民保護法施行令第29条) ② 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項の火薬類(建設びょう打銃用空砲、救命索発射銃用空砲及び煙火にかかるものに限る。) ③ 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)を同法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(国民保護法施行令第29条)	① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については消防法第12条の3、毒物劇物については国民保護法第103条第3項第1号、火薬類については、火薬類取締法第45条) ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号、火薬類については、火薬類取締法第45条) ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号、火薬類については、火薬取締法第45条) ④ 危険物質等を廃棄した者に対する収去(火薬取締法第45条)																		

頁	修正前	修正後
	<p>※ <u>上の表に掲げる、国民保護法第103条第3項第1号から第3号の措置はそれぞれ次の通りです。</u></p> <p><u>1号 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限</u></p> <p><u>2号 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限</u></p> <p><u>3号 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄</u></p> <p>(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告</p> <p>町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めます。また、町長は、<u>(1)の1号から3号</u>の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めます。</p>	<p>(削除)</p> <p>(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告</p> <p>町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めます。また、町長は、<u>(1)の①~④</u>の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めます。</p>
66	<p>第4 NBC攻撃による災害への対処等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>町は、<u>NBC攻撃</u>による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を<u>講ずる</u>。このため、<u>NBC攻撃</u>による災害への対処にあたり必要な事項について、以下のとおり定めます。</p> </div> <p>1 NBC攻撃による災害への対処</p> <p>(1) <u>NBC攻撃</u>に対する応急措置の実施</p> <p>町は、<u>NBC攻撃</u>による汚染が生じた場合の対処について、国による<u>基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、災害が発生した直後の応急措置や状況に応じた対応については、</u>県国民保護計画に準じ、次のとおり対処します。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 NBCR攻撃による災害への対処等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>町は、<u>NBCR攻撃</u>による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を<u>講じます</u>。このため、<u>NBCR攻撃</u>による災害への対処にあたり必要な事項について、以下のとおり定めます。</p> </div> <p>1 NBCR攻撃による災害への対処</p> <p>(1) <u>NBCR攻撃</u>に対する応急措置の実施</p> <p>町は、<u>NBCR攻撃</u>による汚染が生じた場合の対処について、国による<u>基本方針及び</u>県国民保護計画に準じ、次のとおり対処します。</p> <p>(略)</p>

頁	修正前	修正後
67	<p>2 汚染原因に応じた対応</p> <p>(1) 基本的な対応</p> <p>町は、<u>NBCR攻撃</u>が発生した場合の対応は、それぞれの汚染原因に応じて、国（厚生労働省及び農林水産省等）及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じます。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>① 核攻撃等の場合</p> <p>町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告します。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p>	<p>2 汚染原因に応じた対応</p> <p>(1) 基本的な対応</p> <p>町は、<u>NBCR攻撃</u>が発生した場合の対応は、それぞれの汚染原因に応じて、国（厚生労働省及び農林水産省等）及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じます。</p> <p><u>なお、放射性降下物などにより汚染された食料品による健康被害の発生を防止するため、県と連携しながら、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者などを指導するとともに、住民等に摂取注意を呼びかけるほか、水が汚染された場合には、給水停止などの措置を行います。</u></p> <p>① 核攻撃等の場合</p> <p>町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告します。</p> <p><u>避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じます。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p>
68	<p><u>※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】</u></p> <p><u>天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性があります。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要です。</u></p> <p><u>このため、町の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

頁	修正前	修正後
	<p><u>性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとします。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
69	<p>3 国の対策本部等との緊密な連携 (1) (略) (2) 関係機関との連携</p> <p><u>町長は、NBC攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行います。</u></p> <p><u>その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行います。</u></p>	<p>3 国の対策本部等との緊密な連携 (1) (略) (2) 関係機関との連携</p> <p><u>NBCR攻撃による被害の情報や必要となる物資・人的資源について、関係機関と連携して、情報を収集し県を通じて、国の支援を要請します。</u></p>
70	<p><u>(追加)</u></p>	<p>第8章 応急措置等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><u>町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定めます。</u></p> </div> <p>1 退避の指示</p> <p><u>町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民等に対し退避の指示を行います。</u></p> <p><u>この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて</u></p>

頁	修正前	修正後
		<p><u>(又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し)、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行います。</u></p> <p><u>(2) 屋内退避の指示について</u></p> <p><u>町長は、住民等に退避の指示を行う場合において、屋外避難をすべき明確な情報がない限り、原則として屋内退避を指示し、速やかに県に指示を求めます。主に以下の場合に、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられます。</u></p> <p><u>① N B C R 攻撃と判断されるような場合において、住民等が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき</u></p> <p><u>② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき</u></p> <p><u>(3) 退避の指示に伴う措置等</u></p> <p><u>① 町は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、緊急速報メール、広報車等により速やかに住民等に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡します。</u></p> <p><u>また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行います。退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行います。</u></p> <p><u>② 町長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整及び協力を行います。</u></p>

頁	修正前	修正後
71		<p><u>(4) 安全の確保等</u></p> <p><u>① 町長は、退避の指示を住民等に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮します。</u></p> <p><u>② 町の職員及び消防職員・団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行ったうえで活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行います。</u></p> <p><u>③ 町長は、退避の指示に係る地域において活動を行う町の職員に対して、特殊標章等を交付し、使用を許可します。</u></p> <p>2 警戒区域の設定</p> <p><u>(1) 警戒区域の設定</u></p> <p><u>① 町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行います。</u></p> <p><u>(2) 警戒区域の設定に伴う措置等</u></p> <p><u>① 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定します。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行います。</u></p>

頁	修正前	修正後
72		<p><u>NBCR攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定します。</u></p> <p><u>② 町長は、警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民等に広報・周知します。また、放送事業者に対してその内容を連絡します。</u></p> <p><u>武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じます。</u></p> <p><u>③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民等が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保します。</u></p> <p><u>④ 町長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整及び協力を行います。</u></p> <p>(3) 安全の確保</p> <p>町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図ります。</p> <p>3 応急公用負担等</p> <p>(1) 町長の事前措置</p> <p>町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設</p>

頁	修正前	修正後
		<p><u>備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示します。</u></p> <p><u>(2) 応急公用負担</u></p> <p><u>町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じます。</u></p> <p><u>① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用</u></p> <p><u>② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）</u></p> <p>4 消防に関する措置等</p> <p><u>(1) 町が行う措置</u></p> <p><u>町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じます。</u></p> <p><u>(2) 消防機関の活動</u></p> <p><u>消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民等を保護するため、消防職員・団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減します。</u></p> <p><u>この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消</u></p>

頁	修正前	修正後
73		<p data-bbox="1227 161 2089 240"><u>防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行います。</u></p> <p data-bbox="1189 304 1715 336"><u>(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請</u></p> <p data-bbox="1227 352 2089 480"><u>町長は、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行います。</u></p> <p data-bbox="1189 544 1608 576"><u>(4) 緊急消防援助隊等の応援要請</u></p> <p data-bbox="1227 592 2089 863"><u>町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請します。</u></p> <p data-bbox="1189 927 1637 959"><u>(5) 消防の応援の受入れ体制の確立</u></p> <p data-bbox="1227 975 2089 1246"><u>町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行います。</u></p> <p data-bbox="1189 1310 1608 1342"><u>(6) 消防の相互応援に関する出動</u></p> <p data-bbox="1227 1358 2089 1437"><u>町長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった</u></p>

頁	修正前	修正後
		<p><u>場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防本部と協議し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行います。</u></p> <p><u>(7) 医療機関との連携</u></p> <p><u>町長は、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行います。</u></p> <p><u>(8) 安全の確保</u></p> <p><u>① 町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行います。</u></p> <p><u>② その際、町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、町対策本部との連絡を密にし、安全の確保のための必要な措置を行います。</u></p> <p><u>③ 町長は、知事又は消防庁長官から他市町村に対する消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行います。</u></p> <p><u>④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部及び消防署と連携してその活動支援を行い、団員の安全確保に特に注意します。</u></p> <p><u>⑤ 町長又は消防長は、消防職団員・団員に対し、特殊標章等を交付し、</u></p>

頁	修正前	修正後
		<u>使用を許可します。</u>
74	第8章 被災情報の収集及び報告	第9章 被災情報の収集及び報告
75 76	第9章 保健衛生の確保その他の措置 2 廃棄物の処理 (2) 廃棄物処理対策 ① 町は、 <u>町防災計画</u> の定めに基づいて、 <u>「震災廃棄物対策指針」</u> （平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備します。 ② 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行います。	第10章 保健衛生の確保その他の措置 2 廃棄物の処理 (2) 廃棄物処理対策 ① 町は、 <u>町地域防災計画</u> の定めに基づいて、 <u>「災害廃棄物対策指針」</u> （平成30年環境省作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備します。 ② 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行います。
77	第10章 国民生活の安定に関する措置 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 町は、<u>武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、</u>国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定めます。 </div> 1 生活関連物資等の価格安定 <u>町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、住民等の生活との関連性が高い物資若しくは役務又は経済活動上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力します。</u> 2 (略)	第11章 国民生活の安定に関する措置 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 町は、<u>水の安定的な供給措置を講ずるなど、武力攻撃事態等における</u>国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定めます。 </div> 1 水の安定供給等 (1) <u>水の安定的な供給</u> <u>水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。</u> (2) <u>公共的施設等の適切な管理</u> <u>町は、道路等の公共的施設を適切に管理します。</u> 2 (略)

頁	修正前	修正後
	<p>3 生活基盤等の確保</p> <p>(1) 水の安定的な供給</p> <p>水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である町は、<u>消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。</u></p> <p>(2) 公共的施設の適切な管理</p> <p><u>道路等の管理者として町は、当該公共的施設を適切に管理します。</u></p>	<p>3 生活関連物資等の価格安定</p> <p><u>町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、住民等の生活との関連性が高い物資、役務又は経済活動上重要な物資、役務の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力します。</u></p>
78	<p>第11章 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>(略)</p> <p>※ <u>特殊標章等の意義について</u></p> <p><u>千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護されます。</u></p> <p>(1) 特殊標章等</p> <p>ア 特殊標章</p> <p>第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。</p>	<p>第12章 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(1) 特殊標章等</p> <p>ア 特殊標章</p> <p>第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）</p>

頁	修正前	修正後
(追加)	<p>イ 身分証明書 第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書 <u>(様式のひな型は下記のとおり。)</u>。</p> <p>ウ 識別対象 国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。</p> <div data-bbox="212 858 414 1061" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="452 837 1041 1236" data-label="Image"> </div> <p>(日本工業規格 A7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))</p> <p>(2) 特殊標章等の交付及び管理 <u>町長、消防長及び水防管理者は、(略)</u></p>	<div data-bbox="1176 183 1500 510" data-label="Image"> </div> <p>イ 身分証明書 第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書</p> <p>ウ 識別対象 国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 特殊標章等の交付及び管理 <u>町長及び消防長は、(略)</u></p>

頁	修正前	修正後
79	<p>① 町長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の職員 <u>(消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。)</u> で国民保護措置に係る職務を行う者 ・消防団長及び消防団員 ・町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <p>② 消防長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者 ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <p>③ <u>水防管理者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者</u> ・ <u>水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者</u> ・ <u>水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者</u> <p>(3) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>① 町長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の職員で国民保護措置に係る職務を行う者 ・消防団長及び消防団員 ・町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <p>② 消防長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者 ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <p><u>(削除)</u></p> <p>(3)(略)</p> <p>※ <u>特殊表彰等の意義について</u></p> <p><u>1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従っ</u></p>

頁	修正前	修正後
		<p><u>て保護されます。</u></p>

